

令和3年度 建設工事積算基準 一部改定・訂正一覧表

R4.7.14

通知日	種別 改定 訂正	基準書該当箇所			変更情報	
		種別 本編 別冊	基準書 ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表 ページ
R3.12.20	改定	本編		目次	工種の追加	1~2
R3.12.20	改定	本編	II-4~5	第II編 共通工 第2章 共通工 [2]独自基準 ③コンクリートブロック積(張)工 1-2適用出来ない範囲 1-2-2大型ブロック積	適用出来ない範囲を追加	3~4
R3.12.20	改定	本編	II-6(1)~6(4)	第II編 共通工 第2章 共通工 [2]独自基準 ㉔ 高エネルギー吸収型落石防護柵工	工種の追加	5~8
R3.12.20	改定	本編	II-6(5)	第II編 共通工 第2章 共通工 [2]独自基準 ㉕ ロープ伏工	工種の追加	9
R3.12.20	改定	本編	II-6(5)~(6)	第II編 共通工 第2章 共通工 [2]独自基準 ㉖ ロープ掛工	工種の追加	9~10
R3.12.20	改定	本編	VI-11(1)~ 11(2)	第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価 ㉗大型ブロック積 (島根県独自)	工種の追加	11~12
R4.2.28	改定	本編	IV-19	第IV編 道路 第7章橋梁工 [2]独自基準	工場製作における工数単価(直接労務費)の改定	13
R4.2.28	改定	本編	11-15	第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通 [2]独自基準	就業時間別の船員供用係数の改定	14
R4.3.30	改定	本編	I-2-㉔-27~ 27(1)	第I編 総則 [2]独自基準 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2. 共通仮設費 2-5安全費	安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる安全用品等の費用に墜落制止用器具(フルハーネス型)を追加	15~16
R4.3.30	改定	本編	I-3-①-2	第I編 総則 [2]独自基準 第3章 一般管理費等及び消費税相当額	一般管理費率等の改定	17
R4.3.30	改定	本編	VI-2	第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価 [2]独自基準 ①-1 区画線工【溶剤型ペイント式(手動式)】	日当たり標準施工量の改定	18
R4.3.30	改定	本編	IV-19	第IV編 道路 第7章橋梁工 [2]独自基準	間接労務費率、工場管理費率の改定	19
R4.3.30	改定	本編	IX-2~3	第IX編 機械設備 第1章 一般共通 [2]独自基準	一般管理費等率の改定	20~21

令和3年度 建設工事積算基準 一部改定・訂正一覧表

R4.7.14

通知日	種別 改定 訂正	基準書該当箇所			変更情報	
		種別 本編 別冊	基準書 ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表 ページ
R4.3.30	改定	本編	11-2	第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-1編 港湾 [2] 独自基準 第1部 港湾土木請負工事積算基準 3節 一般管理費等 1. 一般管理費等の算定	一般管理費等率の改定	22
R4.3.30	改定	本編	11-5	第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-2編 漁港漁場整備 [2] 独自基準 第1部 漁港漁場関係事業請負工事費 積算基準 3節 一般管理費等 1. 一般管理費等の算定	一般管理費等率の改定	23
R4.3.30	改定	本編	12-1	第12編 空港 第12-1編 空港土木 [2] 独自基準 第1部 空港土木請負工事積算基準 第1編 総則 第3章 一般管理費等	一般管理費等率の改定	24
R4.3.30	改定	本編	13-4~13-5(2)	第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費	水路トンネル工事の工種内容の 追記	25~27
R4.3.30	改定	本編	13-6~13-7(2)	第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費	共通仮設費率範囲内の安全用品 等の費用に墜落制止用器具（フルハーネス型）を追加 率の対象項目及び率に別途加算 できる項目の営繕費の記載を追 記	28~30
R4.3.30	改定	本編	13-83	第13編 農業農村整備 第16章 施設機械及び電気通信設備 [2] 独自基準一般管理費等	一般管理費等率の改定	31
R4.4.22	訂正	本編	VI-2	第VI編 土木工事標準単価及び市場単 価 第1章 土木工事標準単価 [2]独自基準 ①-1 区画線工【溶剤型ペイント式 （手動式）】	日当たり標準施工量の訂正	32
R4.4.27	改定	本編	10-1	第10編 下水道 [2] 独自基準 ② 一般管理費等	一般管理費等率の改定	33

令和3年度 建設工事積算基準 一部改定・訂正一覧表

R4.7.14

通知日	種別 改定 訂正	基準書該当箇所			変更情報	
		種別 本編 別冊	基準書 ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表 ページ
R4.4.27	改定	本編	11-2	第1 1編 港湾・漁港漁場整備 第1 1-1編 港湾 [2] 独自基準 第1部 港湾土木請負工事積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 2. 共通仮設費	共通仮設費率における海上輸送の補正方法の改定	34～35
R4.4.27	改定	本編	11-5	第1 1編 港湾・漁港漁場整備 第1 1-2編 漁港漁場整備 [2] 独自基準 第1部 漁港漁場関係事業請負工事費積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 2. 共通仮設費	共通仮設費率における海上輸送の補正方法の改定	36～37
R4.5.30	改定	本編	13-4～13-5(4)	第1 3編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費	「別表1 工種区分」における工種（ため池工事）の追加	38～40
R4.5.30	改定	本編	13-8～13-9(2)	第1 3編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費	「別表3 共通仮設費率」における工種（ため池工事）の追加	41～43
R4.5.30	改定	本編	13-13～13-14(2)	第1 3編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 2) 現場管理費	「別表5 現場管理費率」における工種（ため池工事）の追加	44～46
R4.5.30	改定	本編	13-19～13-20(2)	第1 3編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑨土木請負工事における現場環境改善費の積算	現場環境改善費率の改定	47～49
R4.5.30	改定	本編	13-21～13-28(8)	第1 3編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑩工事の一時中止に伴う増加費用等の積算	・工期短縮を行った場合の費用等の追記 ・増加費用算定方法の改定 ・中止に伴う現場維持等に要する費用算定式における係数表（別表）の改定	50～58
R4.7.14	訂正	本編	13-5(4)	第1 3編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費	別表1 工種区分の訂正	59

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）
目次	<p>① ガス切断工 ② 吸出し防止材設置工 ③ 目地・止水板設置工 ④ 旧橋撤去工 ⑤ かご工 ⑳ 発泡スチロールを用いた超軽量盛土工 ㉑ 現場取卸費 ㉒ 骨材再生工(自走式) ㉓ 函渠工 ㉔ 殻運搬</p> <p>第1章 基礎工-----II-9 ① 鋼管・既製コンクリート杭打ち ② 場所打杭工 ③ 深礎工 ④ ニューマチックケーソン工 ⑤ 基礎工(鋼管矢板基礎工) ⑥ ドロップハンマ杭打ち ⑦ 木杭及び矢板打ち(人力、ドロップハンマ工) ⑧ 泥水運搬工</p> <p>第2章 コンクリート工-----II-11 ① コンクリート工 ② 型枠工 ③ 溶接金網設置工 ④ 張りコンクリート工</p> <p>第3章 仮設工-----II-13 ① 仮設工 ② 鋼矢板(H形鋼)工 ③ 矢板工(アースオーガ併用圧入工) ④ 鋼矢板(H形鋼)工(クレーン引抜工) ⑤ 鋼矢板施工法選定表(参考) ⑥ 仮設材設置撤去工 ⑦ 足場支保工 ⑧ 締切排水工 ⑨ ウェルポイント工 ⑩ 土のう工 ⑪ 仮橋・仮棧橋工 ⑫ 汚濁防止フェンス工 ⑬ 仮囲い設置・撤去工 ⑭ 仮設防護柵工(切土及び発破防護柵工) ⑮ 濁水処理工(一般土木工事) ⑯ 敷鉄板設置・撤去工 ⑰ 防塵処理工 ⑱ 仮設電力設備工 ⑲ グラフによる標準的な仮設電力設備の積算 ⑳ 法面工(仮設用モルタル吹付工) ㉑ 交通誘導警備員 ㉒ 工事用道路(敷砂利)工</p>	<p>① ガス切断工 ② 吸出し防止材設置工 ③ 目地・止水板設置工 ④ 旧橋撤去工 ⑤ かご工 ⑳ 発泡スチロールを用いた超軽量盛土工 ㉑ 現場取卸費 ㉒ 骨材再生工(自走式) ㉓ 函渠工 ㉔ 殻運搬 ㉕ 高エネルギー吸収型落石防護柵(アンカー式斜面タイプ) ㉖ ロープ伏工 ㉗ ロープ掛工</p> <p>第1章 基礎工-----II-9 ① 鋼管・既製コンクリート杭打ち ② 場所打杭工 ③ 深礎工 ④ ニューマチックケーソン工 ⑤ 基礎工(鋼管矢板基礎工) ⑥ ドロップハンマ杭打ち ⑦ 木杭及び矢板打ち(人力、ドロップハンマ工) ⑧ 泥水運搬工</p> <p>第2章 コンクリート工-----II-11 ① コンクリート工 ② 型枠工 ③ 溶接金網設置工 ④ 張りコンクリート工</p> <p>第3章 仮設工-----II-13 ① 仮設工 ② 鋼矢板(H形鋼)工 ③ 矢板工(アースオーガ併用圧入工) ④ 鋼矢板(H形鋼)工(クレーン引抜工) ⑤ 鋼矢板施工法選定表(参考) ⑥ 仮設材設置撤去工 ⑦ 足場支保工 ⑧ 締切排水工 ⑨ ウェルポイント工 ⑩ 土のう工 ⑪ 仮橋・仮棧橋工 ⑫ 汚濁防止フェンス工 ⑬ 仮囲い設置・撤去工 ⑭ 仮設防護柵工(切土及び発破防護柵工) ⑮ 濁水処理工(一般土木工事) ⑯ 敷鉄板設置・撤去工 ⑰ 防塵処理工 ⑱ 仮設電力設備工 ⑲ グラフによる標準的な仮設電力設備の積算 ⑳ 法面工(仮設用モルタル吹付工)</p>

追加

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）
目次	<p>第VI編 土木工事標準単価及び市場単価</p> <p>第1章 土木工事標準単価-----VI-1</p> <p>第2章 市場単価-----VI-5</p> <p>① 鉄筋工</p> <p>② インターロッキングブロック工</p> <p>③ 防護柵設置工</p> <p>④ 法面工</p> <p>⑤ 道路植栽工</p> <p>⑥ 橋梁付属物工</p> <p>⑦ 薄層カラー舗装工</p> <p>⑧ 道路標識設置工</p> <p>⑨ 道路付属物設置工</p> <p>⑩ 公園植栽工</p> <p>⑪ 軟弱地盤処理工</p> <p>⑫ 橋面防水工</p> <p>⑬ グルーピング工</p> <p>⑭ 鉄筋挿入工(ロックボルト工)</p> <p>⑮ コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)</p> <p>⑯ 法面工(島根県独自)</p> <p style="text-align: center; color: red;">追加 →</p> <p>第III編 河川</p> <p>第1章 河川海岸-----III-1</p> <p>① 消波根固めブロック工</p> <p>② 捨石工</p> <p>③ 消波工</p> <p>④ 浚渫工</p> <p>⑤ 軟弱地盤上における柔構造樋門・樋管工</p> <p>第2章 河川維持工-----III-3</p> <p>① 堤防除草工</p> <p>② 堤防天端補修工</p> <p>③ 堤防芝養生工</p> <p>④ 伐木除根工</p> <p>⑤ 塵芥処理工</p> <p>⑥ ボーリンググラウト工</p> <p>⑦ 粗朶沈床工</p> <p>⑧ 機械土工(河床等掘削)</p> <p>⑨ 多自然護岸工</p> <p>⑩ 護岸基礎ブロック工</p> <p>⑪ かごマット工</p> <p>⑫ ブロックマット工</p> <p>⑬ 野芝種子吹付工</p> <p>⑭ 袋詰玉石工</p> <p>⑮ 笠コンクリートブロック据付工</p> <p>⑯ グラウトホール工</p>	<p>第VI編 土木工事標準単価及び市場単価</p> <p>第1章 土木工事標準単価-----VI-1</p> <p>第2章 市場単価-----VI-5</p> <p>① 鉄筋工</p> <p>② インターロッキングブロック工</p> <p>③ 防護柵設置工</p> <p>④ 法面工</p> <p>⑤ 道路植栽工</p> <p>⑥ 橋梁付属物工</p> <p>⑦ 薄層カラー舗装工</p> <p>⑧ 道路標識設置工</p> <p>⑨ 道路付属物設置工</p> <p>⑩ 公園植栽工</p> <p>⑪ 軟弱地盤処理工</p> <p>⑫ 橋面防水工</p> <p>⑬ グルーピング工</p> <p>⑭ 鉄筋挿入工(ロックボルト工)</p> <p>⑮ コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)</p> <p>⑯ 法面工(島根県独自)</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 2px;">⑰ 大型ブロック積(島根県独自)</p> <p>第III編 河川</p> <p>第1章 河川海岸-----III-1</p> <p>① 消波根固めブロック工</p> <p>② 捨石工</p> <p>③ 消波工</p> <p>④ 浚渫工</p> <p>⑤ 軟弱地盤上における柔構造樋門・樋管工</p> <p>第2章 河川維持工-----III-3</p> <p>① 堤防除草工</p> <p>② 堤防天端補修工</p> <p>③ 堤防芝養生工</p> <p>④ 伐木除根工</p> <p>⑤ 塵芥処理工</p> <p>⑥ ボーリンググラウト工</p> <p>⑦ 粗朶沈床工</p> <p>⑧ 機械土工(河床等掘削)</p> <p>⑨ 多自然護岸工</p> <p>⑩ 護岸基礎ブロック工</p> <p>⑪ かごマット工</p> <p>⑫ ブロックマット工</p> <p>⑬ 野芝種子吹付工</p> <p>⑭ 袋詰玉石工</p> <p>⑮ 笠コンクリートブロック据付工</p> <p>グラウトホール工</p>

令和3年度 建設工事積算基準 対照表


【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）
<p>II-5 第II編 共通工 第2章 共通工 [2] 独自基準 ③コンクリートブロック積 (張)工</p>	<p style="text-align: center;">第2章 共通工</p> <p>[1] 適用基準 土木工事標準積算基準書(共通編) 第II編 共通工 第2章 共通工 / ①法面工～⑤穀運搬 による。</p> <p>[2] 独自基準</p> <p>① 法面工</p> <p>①-1 法面整形工</p> <p>盛土法面整形工(空土羽工)</p> <p>(1) 盛土法面整形工で、削り取り整形を実施する場合は、土工(盛土)で完成断面までの数量を計上する。 また、築立(土羽)整形を実施する場合は、土工(盛土)で完成断面までの数量を総括表に計上するが、土羽土部分は無単価とし、単価表の構成には計上しない。</p> <p>(2) 築立(土羽)厚さは30cmを標準とする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>⑤ 場所打擁壁工</p> <p>設計本体コンクリート数量に含まれない付属物の積算は下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート 「建設工事積算基準第II編第4章①コンクリート工」による。 ・型枠 「建設工事積算基準第II編第4章②型枠工」による。 ・その他 その他必要に応じ基準書により積上げる。 <p>⑪ 軟弱地盤処理工</p> <p>⑪-3 スラリー攪拌工</p> <p>当初設計書で工法指定しない場合は、条件明示を行い、特許料を計上せず、変更設計で対応するものとする。 変更設計で対応する場合は、現場条件等により特許使用料を必要とする工法でのみ施工可能と判断された場合をいう。</p> <p>(特記仕様書追加事項記載例) 本スラリー攪拌工法における特許料は計上していないが、特許料が必要になった場合は監督職員と協議するものとし、変更契約の対象とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 共通工</p> <p>[1] 適用基準 土木工事標準積算基準書(共通編) 第II編 共通工 第2章 共通工 / ①法面工～⑤穀運搬 による。</p> <p>[2] 独自基準</p> <p>① 法面工</p> <p>①-1 法面整形工</p> <p>盛土法面整形工(空土羽工)</p> <p>(1) 盛土法面整形工で、削り取り整形を実施する場合は、土工(盛土)で完成断面までの数量を計上する。 また、築立(土羽)整形を実施する場合は、土工(盛土)で完成断面までの数量を総括表に計上するが、土羽土部分は無単価とし、単価表の構成には計上しない。</p> <p>(2) 築立(土羽)厚さは30cmを標準とする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>(令和4年1月1日から)</p> <p>③ コンクリートブロック積(張)工</p> <p>以下を追記する。</p> <p>1-2 適用出来ない範囲</p> <p>1-2-2 大型ブロック積</p> <p>(2) 市場単価方式による大型ブロック積(島根県独自 幅1250×高800×控350～550, 勾配1:0.3以上1:0.5以下, KPブロック350型～550相当品)の場合</p> <p>⑤ 場所打擁壁工</p> <p>設計本体コンクリート数量に含まれない付属物の積算は下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート 「建設工事積算基準第II編第4章①コンクリート工」による。 ・型枠 「建設工事積算基準第II編第4章②型枠工」による。 ・その他 その他必要に応じ基準書により積上げる。

→ II-5へ移動

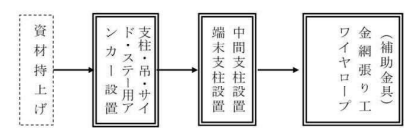
令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）
<p>Ⅱ-5 第Ⅱ編 共通工 第2章 共通工 [2] 独自基準</p>	<p style="color: red;">Ⅱ-4から移動</p> 	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>⑪ 軟弱地盤処理工</p> <p>⑪-3 スラリー攪拌工</p> <p>当初設計書で工法指定しない場合は、条件明示を行い、特許料を計上せず、変更設計で対応するものとする。変更設計で対応する場合は、現場条件等により特許使用料を必要とする工法でのみ施工可能と判断された場合をいう。</p> <p style="text-align: center;">（特記仕様書追加事項記載例）</p> <p>本スラリー攪拌工法における特許料は計上していないが、特許料が必要になった場合は監督職員と協議するものとし、変更契約の対象とする。</p> </div> <p>⑪-4 高圧噴射攪拌工</p> <p>当初設計書で工法指定しない場合は、条件明示を行い、特許料を計上せず、変更設計で対応するものとする。変更設計で対応する場合は、現場条件等により特許使用料を必要とする工法でのみ施工可能と判断された場合をいう。</p> <p style="text-align: center;">（特記仕様書追加事項記載例）</p> <p>本高圧噴射攪拌工法における特許料は計上していないが、特許料が必要になった場合は監督職員と協議するものとし、変更契約の対象とする。</p> <p>⑫ 薬液注入工</p> <p>当初設計書で工法指定しない場合は、条件明示を行い、特許料を計上せず、変更設計で対応するものとする。変更設計で対応する場合は、現場条件等により特許使用料を必要とする工法でのみ施工可能と判断された場合をいう。</p> <p style="text-align: center;">（特記仕様書追加事項記載例）</p> <p>本薬液注入工法における特許料は計上していないが、特許料が必要になった場合は監督職員と協議するものとし、変更契約の対象とする。</p> <p>⑬ 骨材再生工(自走式)</p> <p>工事等で発生したコンクリート殻を破砕し、骨材再生として再利用する場合に適用する。「島根県建設副産物処理要領」に基づき、適切に取り扱うものとする。</p> <p>骨材の品質確認のため、修正CBR試験・骨材のふるい分け試験・粗骨材のすり減り試験等を行う場合は、仕様書に試験項目及び試験基準を明記し、その試験費用を技術管理費に計上すること。</p> <p>⑭ 函渠工</p> <p>設計本体コンクリート数量に含まれない付属物の積算は下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート 「建設工事積算基準第Ⅱ編第4章①コンクリート工」による。 ・型枠 「建設工事積算基準第Ⅱ編第4章②型枠工」による。 ・その他 その必要に応じ基準書により積上げる。

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）																																																					
<p>Ⅱ-6(1) 第Ⅱ編 共通工 第2章 共通工 [2] 独自基準 ②高エネルギー吸収型落石防護柵（アンカー式斜面タイプ）</p>	<p>[記載なし]</p>	<p>(令和4年1月1日から)</p> <p>② 高エネルギー吸収型落石防護柵工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、高エネルギー吸収型落石防護柵工（アンカー式斜面タイプ 50kJ 柵高 2.5m～3.0m）の施工に適用する。</p> <p>2. 施工概要 施工フローは下記を標準とする。</p> <p>図2-1 施工フロー</p>  <p>(注) 本歩掛で対応しているのは、二重実線部分のみである。</p> <p>3. 施工歩掛 3-1 支柱、アンカー、ロープ等の種類 本歩掛で適用される使用材料の種類は、次表を標準とする。</p> <p>表 3.1 支柱、アンカー、ロープ等の種類</p> <table border="1" data-bbox="1388 798 1971 1197"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柵高（ロープ本数）</td> <td>2.5m（8本）</td> <td>3.0m（10本）</td> </tr> <tr> <td>支柱間隔</td> <td colspan="2">3.0m～6.0m</td> </tr> <tr> <td>横ロープ</td> <td colspan="2">3×7 G/O φ18</td> </tr> <tr> <td>吊ロープ</td> <td colspan="2">3×7 G/O φ16</td> </tr> <tr> <td>サイドロープ</td> <td colspan="2">3×7 G/O φ16</td> </tr> <tr> <td>ステーロープ</td> <td colspan="2">3×7 G/O φ12</td> </tr> <tr> <td>ひし形金網</td> <td colspan="2">φ3.2×50×50</td> </tr> <tr> <td>中間支柱</td> <td colspan="2">H-100×100×6×8</td> </tr> <tr> <td>端末支柱</td> <td colspan="2">H-100×100×6×8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">間隔保持材</td> <td>4.5t×65×980</td> <td>4.5t×65×1530</td> </tr> <tr> <td>2-4.5t×65×680</td> <td>4.5t×65×1240</td> </tr> <tr> <td>支柱基礎部</td> <td colspan="2">岩部用 2-D22(M20)×1000</td> </tr> <tr> <td>アンカー</td> <td colspan="2">土砂部用 φ114.3×4.5×1500 2PL-6×300×300</td> </tr> <tr> <td>吊、サイド基礎部</td> <td colspan="2">岩部用 φ38×1200</td> </tr> <tr> <td>アンカー</td> <td colspan="2">土砂部用 φ114.3×4.5-2130 2PL-6×300×600</td> </tr> <tr> <td>ステー基礎部</td> <td colspan="2">岩部用 D22(M20)×1000</td> </tr> <tr> <td>アンカー</td> <td colspan="2">土砂部用 φ114.3×4.5×1630 2PL-6×300×600</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規格		柵高（ロープ本数）	2.5m（8本）	3.0m（10本）	支柱間隔	3.0m～6.0m		横ロープ	3×7 G/O φ18		吊ロープ	3×7 G/O φ16		サイドロープ	3×7 G/O φ16		ステーロープ	3×7 G/O φ12		ひし形金網	φ3.2×50×50		中間支柱	H-100×100×6×8		端末支柱	H-100×100×6×8		間隔保持材	4.5t×65×980	4.5t×65×1530	2-4.5t×65×680	4.5t×65×1240	支柱基礎部	岩部用 2-D22(M20)×1000		アンカー	土砂部用 φ114.3×4.5×1500 2PL-6×300×300		吊、サイド基礎部	岩部用 φ38×1200		アンカー	土砂部用 φ114.3×4.5-2130 2PL-6×300×600		ステー基礎部	岩部用 D22(M20)×1000		アンカー	土砂部用 φ114.3×4.5×1630 2PL-6×300×600	
項目	規格																																																						
柵高（ロープ本数）	2.5m（8本）	3.0m（10本）																																																					
支柱間隔	3.0m～6.0m																																																						
横ロープ	3×7 G/O φ18																																																						
吊ロープ	3×7 G/O φ16																																																						
サイドロープ	3×7 G/O φ16																																																						
ステーロープ	3×7 G/O φ12																																																						
ひし形金網	φ3.2×50×50																																																						
中間支柱	H-100×100×6×8																																																						
端末支柱	H-100×100×6×8																																																						
間隔保持材	4.5t×65×980	4.5t×65×1530																																																					
	2-4.5t×65×680	4.5t×65×1240																																																					
支柱基礎部	岩部用 2-D22(M20)×1000																																																						
アンカー	土砂部用 φ114.3×4.5×1500 2PL-6×300×300																																																						
吊、サイド基礎部	岩部用 φ38×1200																																																						
アンカー	土砂部用 φ114.3×4.5-2130 2PL-6×300×600																																																						
ステー基礎部	岩部用 D22(M20)×1000																																																						
アンカー	土砂部用 φ114.3×4.5×1630 2PL-6×300×600																																																						

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）																																																																																																																																		
<p>Ⅱ-6(2) 第Ⅱ編 共通工 第2章 共通工 [2] 独自基準 ②高エネルギー吸収型落石防護柵（アンカー式斜面タイプ）</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p>3-2 吊・サイドロープ設置工 吊・サイドロープ設置工施工歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: right;">表 3.2 吊・サイドロープ設置工施工歩掛 (10本当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称</th> <th rowspan="3">規 格</th> <th rowspan="3">単 位</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th colspan="2">柵高 2.5m</th> <th colspan="2">柵高 3.0m</th> </tr> <tr> <th>岩部用</th> <th>土砂用</th> <th>岩部用</th> <th>土砂用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.4</td> <td>3.0</td> <td>2.4</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>＃</td> <td>12.0</td> <td>14.9</td> <td>12.0</td> <td>14.9</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td></td> <td>%</td> <td>11</td> <td>24</td> <td>11</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 諸雑費は、アンカー設置に伴う、空気圧縮機等の費用であり、労務費の合計額にの率を乗じた金額を上 限として計上する。</p> <p>3-3 ステーロープ設置工 ステーロープ設置工施工歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: right;">表 3.3 ステーロープ設置工施工歩掛 (10本当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称</th> <th rowspan="3">規 格</th> <th rowspan="3">単 位</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th colspan="2">柵高 2.5m</th> <th colspan="2">柵高 3.0m</th> </tr> <tr> <th>岩部用</th> <th>土砂用</th> <th>岩部用</th> <th>土砂用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.3</td> <td>2.0</td> <td>1.3</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>＃</td> <td>6.6</td> <td>10.9</td> <td>6.6</td> <td>10.9</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td></td> <td>%</td> <td>11</td> <td>24</td> <td>11</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 諸雑費は、アンカー設置に伴う、空気圧縮機等の費用であり、労務費の合計額にの率を乗じた金額を上 限として計上する。</p> <p>3-3 中間支柱、端末支柱設置工 中間支柱、端末支柱設置工施工歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: right;">表 3.4 中間支柱、端末支柱設置工施工歩掛 (10本当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称</th> <th rowspan="3">規 格</th> <th rowspan="3">単 位</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th colspan="2">柵高 2.5m</th> <th colspan="2">柵高 3.0m</th> </tr> <tr> <th>岩部用</th> <th>土砂用</th> <th>岩部用</th> <th>土砂用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>3.5</td> <td>4.0</td> <td>4.0</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>＃</td> <td>17.5</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td></td> <td>%</td> <td>11</td> <td>24</td> <td>11</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 諸雑費は、アンカー設置に伴う削岩機、空気圧縮機等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じ た金額を上限として計上する。</p> <p>3-4 ワイヤロープ及び金網設置工（補助金網設置を含む） ワイヤロープ及び金網設置工施工歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: right;">表 3.5 ワイヤロープ及び金網設置工施工歩掛 (100m当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称</th> <th rowspan="3">規 格</th> <th rowspan="3">単 位</th> <th colspan="2">種 別</th> </tr> <tr> <th>柵高 2.5m</th> <th>柵高 3.0m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>15.0</td> <td>16.0</td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>＃</td> <td>75.0</td> <td>80.0</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td></td> <td>%</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 諸雑費は、補助金網設置に伴うピンアンカー設置用に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率 を乗じた金額を上限として計上する。</p>	名 称	規 格	単 位	種 別				柵高 2.5m		柵高 3.0m		岩部用	土砂用	岩部用	土砂用	土 木 一 般 世 話 役		人	2.4	3.0	2.4	3.0	法 面 工		＃	12.0	14.9	12.0	14.9	諸 雑 費 率		%	11	24	11	24	名 称	規 格	単 位	種 別				柵高 2.5m		柵高 3.0m		岩部用	土砂用	岩部用	土砂用	土 木 一 般 世 話 役		人	1.3	2.0	1.3	2.0	法 面 工		＃	6.6	10.9	6.6	10.9	諸 雑 費 率		%	11	24	11	24	名 称	規 格	単 位	種 別				柵高 2.5m		柵高 3.0m		岩部用	土砂用	岩部用	土砂用	土 木 一 般 世 話 役		人	3.5	4.0	4.0	4.5	法 面 工		＃	17.5	20.0	20.0	22.5	諸 雑 費 率		%	11	24	11	24	名 称	規 格	単 位	種 別		柵高 2.5m	柵高 3.0m	土 木 一 般 世 話 役		人	15.0	16.0	法 面 工		＃	75.0	80.0	諸 雑 費 率		%	3	3
名 称	規 格	単 位				種 別																																																																																																																														
						柵高 2.5m		柵高 3.0m																																																																																																																												
			岩部用	土砂用	岩部用	土砂用																																																																																																																														
土 木 一 般 世 話 役		人	2.4	3.0	2.4	3.0																																																																																																																														
法 面 工		＃	12.0	14.9	12.0	14.9																																																																																																																														
諸 雑 費 率		%	11	24	11	24																																																																																																																														
名 称	規 格	単 位	種 別																																																																																																																																	
			柵高 2.5m		柵高 3.0m																																																																																																																															
			岩部用	土砂用	岩部用	土砂用																																																																																																																														
土 木 一 般 世 話 役		人	1.3	2.0	1.3	2.0																																																																																																																														
法 面 工		＃	6.6	10.9	6.6	10.9																																																																																																																														
諸 雑 費 率		%	11	24	11	24																																																																																																																														
名 称	規 格	単 位	種 別																																																																																																																																	
			柵高 2.5m		柵高 3.0m																																																																																																																															
			岩部用	土砂用	岩部用	土砂用																																																																																																																														
土 木 一 般 世 話 役		人	3.5	4.0	4.0	4.5																																																																																																																														
法 面 工		＃	17.5	20.0	20.0	22.5																																																																																																																														
諸 雑 費 率		%	11	24	11	24																																																																																																																														
名 称	規 格	単 位	種 別																																																																																																																																	
			柵高 2.5m	柵高 3.0m																																																																																																																																
			土 木 一 般 世 話 役		人	15.0	16.0																																																																																																																													
法 面 工		＃	75.0	80.0																																																																																																																																
諸 雑 費 率		%	3	3																																																																																																																																

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）																																																																																																																																																																
<p>Ⅱ-6(3) 第Ⅱ編 共通工 第2章 共通工 [2] 独自基準 ⑳高エネルギー吸収型落石防護柵（アンカー式斜面タイプ）</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p>4. 単 価 表</p> <p>(1) 吊・サイドロープ設置工 10本あたり単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表 3.2</td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>吊・サイドロープ</td> <td></td> <td>本</td> <td>10</td> <td>表 3.1</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表 3.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ステーロープ設置工 10本あたり単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表 3.3</td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>ス テ ー ロ ー プ</td> <td></td> <td>本</td> <td>10</td> <td>表 3.1</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表 3.3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 中間支柱、端末支柱設置工 10本あたり単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表 3.4</td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>支 柱</td> <td></td> <td>本</td> <td>10</td> <td>表 3.1</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表 3.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) ワイヤロープ及び金網設置工（柵高2.5m） 100mあたり単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表 3.5</td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>ワ イ ヤ ロ ー プ</td> <td></td> <td>本</td> <td>8</td> <td>表 3.1</td> </tr> <tr> <td>金 網</td> <td></td> <td>m</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表 3.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) ワイヤロープ及び金網設置工（柵高3.0m） 100mあたり単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表 3.5</td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>ワ イ ヤ ロ ー プ</td> <td></td> <td>本</td> <td>10</td> <td>表 3.1</td> </tr> <tr> <td>金 網</td> <td></td> <td>m</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表 3.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人		表 3.2	法 面 工		〃		〃	吊・サイドロープ		本	10	表 3.1	諸 雑 費		式	1	表 3.2	計					名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人		表 3.3	法 面 工		〃		〃	ス テ ー ロ ー プ		本	10	表 3.1	諸 雑 費		式	1	表 3.3	計					名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人		表 3.4	法 面 工		〃		〃	支 柱		本	10	表 3.1	諸 雑 費		式	1	表 3.4	計					名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人		表 3.5	法 面 工		〃		〃	ワ イ ヤ ロ ー プ		本	8	表 3.1	金 網		m		〃	諸 雑 費		式	1	表 3.5	計					名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人		表 3.5	法 面 工		〃		〃	ワ イ ヤ ロ ー プ		本	10	表 3.1	金 網		m		〃	諸 雑 費		式	1	表 3.5	計				
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																																																														
土 木 一 般 世 話 役		人		表 3.2																																																																																																																																																														
法 面 工		〃		〃																																																																																																																																																														
吊・サイドロープ		本	10	表 3.1																																																																																																																																																														
諸 雑 費		式	1	表 3.2																																																																																																																																																														
計																																																																																																																																																																		
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																																																														
土 木 一 般 世 話 役		人		表 3.3																																																																																																																																																														
法 面 工		〃		〃																																																																																																																																																														
ス テ ー ロ ー プ		本	10	表 3.1																																																																																																																																																														
諸 雑 費		式	1	表 3.3																																																																																																																																																														
計																																																																																																																																																																		
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																																																														
土 木 一 般 世 話 役		人		表 3.4																																																																																																																																																														
法 面 工		〃		〃																																																																																																																																																														
支 柱		本	10	表 3.1																																																																																																																																																														
諸 雑 費		式	1	表 3.4																																																																																																																																																														
計																																																																																																																																																																		
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																																																														
土 木 一 般 世 話 役		人		表 3.5																																																																																																																																																														
法 面 工		〃		〃																																																																																																																																																														
ワ イ ヤ ロ ー プ		本	8	表 3.1																																																																																																																																																														
金 網		m		〃																																																																																																																																																														
諸 雑 費		式	1	表 3.5																																																																																																																																																														
計																																																																																																																																																																		
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																																																														
土 木 一 般 世 話 役		人		表 3.5																																																																																																																																																														
法 面 工		〃		〃																																																																																																																																																														
ワ イ ヤ ロ ー プ		本	10	表 3.1																																																																																																																																																														
金 網		m		〃																																																																																																																																																														
諸 雑 費		式	1	表 3.5																																																																																																																																																														
計																																																																																																																																																																		

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）
<p>Ⅱ-6(4) 第Ⅱ編 共通工 第2章 共通工 [2] 独自基準 ⑳高エネルギー吸収型落石防護柵（アンカー式斜面タイプ）</p>	<p>〔記載なし〕</p>	

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）																		
<p>Ⅱ-6(5) 第Ⅱ編 共通工 第2章 共通工 〔2〕 独自基準 ㉗ ロープ伏工 ㉘ ロープ掛工</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p style="text-align: center;">(令和4年1月1日から)</p> <p>㉗ ロープ伏工</p> <p>「治山林道必携 積算・施工編 上巻 4 森林整備保全事業標準歩掛 第1編 共通工 第5章 共通工(2) (土留工・擁壁工等) 5-9-4 固定工（ロープ伏工）」による。 また、以下を追加する。 (3) 施工歩掛 5) アンカー、ロープ、クリップ等の使用量 ロープの使用量は次式によるものとする。 使用量＝設置量×(1+K) K：ロス率 (0.05：斜面起伏による割増及び切断ロス)</p> <p style="text-align: center;">(令和4年1月1日から)</p> <p>㉘ ロープ掛工</p> <p>1. 適用範囲 本歩掛は、ロープ掛工の施工に適用する。</p> <p>2. 施工概要 2-1 施工フロー 施工フローは下記を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">図2-1 施工フロー</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[仮設工] --> B[材料運搬] B --> C[アンカー設置] C --> D[ロープ設置] subgraph DoubleLineBox [] C D end </pre> </div> <p>(注) 本歩掛で対応しているのは、二重実線部分のみである。</p> <p>3. 施工歩掛 3-1 アンカー、ロープ等の種類 本歩掛で適用される使用材料の種類は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.1 アンカー、ロープ等の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">材 料 名</th> <th colspan="2">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">岩 用 ア ン カ ー</td> <td>D22 (M20)</td> <td>D25 (M24)</td> </tr> <tr> <td>L=1000mm 程度</td> <td>L=1000mm 程度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土 砂 用 ア ン カ ー</td> <td>φ114.3mm</td> <td>φ114.3mm</td> </tr> <tr> <td>L=1350mm 以上</td> <td>L=1550mm 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主 ロ ー プ</td> <td>3×7 G/O φ 12mm</td> <td>3×7 G/O φ 12mm</td> </tr> <tr> <td colspan="2">補 助 ロ ー プ 3×7 G/O φ12mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 交点部のクリップ等は、ロープの径に応じて確実に固定できるものを選択する。 2. 岩用アンカーは、削岩機で削孔してアンカーをセメントカプセルで固定するものを標準とする。 3. 土砂用アンカーは、アンカー内に打込機を装着して施工するものを標準とする。</p> <p>3-2 アンカー、ロープ、クリップ等の使用量 アンカー、ロープ、クリップ等は、必要数量を計上するものとする。</p>	材 料 名	規 格		岩 用 ア ン カ ー	D22 (M20)	D25 (M24)	L=1000mm 程度	L=1000mm 程度	土 砂 用 ア ン カ ー	φ114.3mm	φ114.3mm	L=1350mm 以上	L=1550mm 以上	主 ロ ー プ	3×7 G/O φ 12mm	3×7 G/O φ 12mm	補 助 ロ ー プ 3×7 G/O φ12mm	
材 料 名	規 格																			
岩 用 ア ン カ ー	D22 (M20)	D25 (M24)																		
	L=1000mm 程度	L=1000mm 程度																		
土 砂 用 ア ン カ ー	φ114.3mm	φ114.3mm																		
	L=1350mm 以上	L=1550mm 以上																		
主 ロ ー プ	3×7 G/O φ 12mm	3×7 G/O φ 12mm																		
	補 助 ロ ー プ 3×7 G/O φ12mm																			

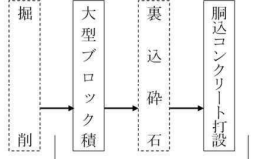
令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）																																																																																																																										
<p>Ⅱ-6(6) 第Ⅱ編 共通工 第2章 共通工 [2] 独自基準 ㊸ロープ掛工</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p>3-3 アンカー設置工 アンカー設置工施工歩掛は、次表を標準とする。 (1本当たり)</p> <p style="text-align: center;">表 3.2 アンカー設置工施工歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">種別</th> </tr> <tr> <th>岩用</th> <th>土砂用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.04</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>"</td> <td>0.36</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td></td> <td>%</td> <td>13</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. アンカー設置工には、削孔、アンカー設置、充填材注入等の一連の作業を含む。 2. 諸雑費は、削岩機、打込機、空気圧縮機等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 3. 上記歩掛には、20m程度の現場内小運搬を含む。</p> <p>3-4 ロープ設置工 ロープ設置工施工歩掛は、次表を標準とする。 (10m 当り)</p> <p style="text-align: center;">表 3.3 ロープ設置工施工歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.05</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>"</td> <td>0.46</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>"</td> <td>0.03</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td></td> <td>%</td> <td>3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. ロープ設置工には、アンカー定着金具、ロープ交点部固定具等の取付けを含む。 2. 諸雑費は、命綱等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p>4. 単 価 表</p> <p>(1) アンカー設置工 1本あたり単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表 3.2</td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>"</td> <td></td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>ア ン カ ー</td> <td></td> <td>本</td> <td>1</td> <td>表 3.1</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表 3.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ロープ設置工 10m本あたり単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表 3.3</td> </tr> <tr> <td>法 面 工</td> <td></td> <td>"</td> <td></td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>"</td> <td></td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>主 ロ ー プ</td> <td></td> <td>m</td> <td></td> <td>表 3.1</td> </tr> <tr> <td>補 助 ロ ー プ</td> <td></td> <td>"</td> <td></td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>付 属 品</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表 3.1 必要数量計上</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>"</td> <td>1</td> <td>表 3.3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	規 格	単 位	種別		岩用	土砂用	土 木 一 般 世 話 役		人	0.04	0.10	法 面 工		"	0.36	0.50	諸 雑 費 率		%	13	12	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人	0.05		法 面 工		"	0.46		普 通 作 業 員		"	0.03		諸 雑 費 率		%	3		名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人		表 3.2	法 面 工		"		"	ア ン カ ー		本	1	表 3.1	諸 雑 費		式	1	表 3.2	計					名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人		表 3.3	法 面 工		"		"	普 通 作 業 員		"		"	主 ロ ー プ		m		表 3.1	補 助 ロ ー プ		"		"	付 属 品		式	1	表 3.1 必要数量計上	諸 雑 費		"	1	表 3.3	計				
名 称	規 格	単 位				種別																																																																																																																						
			岩用	土砂用																																																																																																																								
土 木 一 般 世 話 役		人	0.04	0.10																																																																																																																								
法 面 工		"	0.36	0.50																																																																																																																								
諸 雑 費 率		%	13	12																																																																																																																								
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																								
土 木 一 般 世 話 役		人	0.05																																																																																																																									
法 面 工		"	0.46																																																																																																																									
普 通 作 業 員		"	0.03																																																																																																																									
諸 雑 費 率		%	3																																																																																																																									
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																								
土 木 一 般 世 話 役		人		表 3.2																																																																																																																								
法 面 工		"		"																																																																																																																								
ア ン カ ー		本	1	表 3.1																																																																																																																								
諸 雑 費		式	1	表 3.2																																																																																																																								
計																																																																																																																												
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																								
土 木 一 般 世 話 役		人		表 3.3																																																																																																																								
法 面 工		"		"																																																																																																																								
普 通 作 業 員		"		"																																																																																																																								
主 ロ ー プ		m		表 3.1																																																																																																																								
補 助 ロ ー プ		"		"																																																																																																																								
付 属 品		式	1	表 3.1 必要数量計上																																																																																																																								
諸 雑 費		"	1	表 3.3																																																																																																																								
計																																																																																																																												

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）																			
<p>VI-11(1) 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価 ①大型ブロック積（島根県独自）</p>	<p>[記載なし]</p>	<p>(令和4年1月1日から)</p> <p>①大型ブロック積(島根県独自)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による大型ブロック積（島根県独自）に適用する。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。 () 書きが必要な場合計上する。</p> <table border="1" data-bbox="1346 544 1624 619"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">単価の構成</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>大型ブロック積（島根県独自）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> </table>  <p>大型ブロック積</p> <p>(注) 1. 大型コンクリートブロック本体の材料費は含まない 2. 目地材の設置、調整コンクリートの打設、現場内小運搬（50mまで）、胴込コンクリート、水抜きパイプ（水抜き孔用吸出し防止材を含む）等の施工の有無に関わらず適用出来る。</p> <p>2-2 市場単価の規格と仕様 ブロック積工の規格・仕様、日当り施工量は、下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1346 858 1955 970"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格・仕 様</th> <th>単 位</th> <th>日当り標準施工量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型ブロック積（島根県独自）</td> <td>大型コンクリートブロック（幅1250×高800×控350～550、勾配1:0.3以上1:0.5以下、KPブロック350型～550相当品）、調整コンクリート等</td> <td>m²</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-3 直接工事費の算出 直接工事費＝（設計単価（注1）×設計数量）＋大型コンクリートブロック材料費（注2） （注1）設計単価＝大型ブロック積（島根県独自）施工単価 （注2）大型コンクリートブロック材料費＝大型コンクリートブロック単価 [円/個] × m²当り使用量 [個/m²] × 設計数量 [m²]</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 大型ブロック積（島根県独自）の適用にあたっては、下記の点に留意すること。 (1) 設計面積は、ブロック積本体の面積と調整コンクリートの面積を合計した面積とすること。 (2) 目地材の設置（材料費を含む）、調整コンクリートの打設（材料費を含む）、現場内小運搬（50mまで）、胴込コンクリート（材料費を含む）、水抜きパイプ（水抜き孔用吸出し防止材を含む）等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。 (3) 遮水・止水シート及び吸出し防止材を全面に施工する場合は「第II編第2章③コンクリートブロック積（張工）」により別途計上する。 (4) 小口止コンクリートは、「第II編第4章コンクリート工」により別途計上する。 (5) 現場打ち基礎又はプレキャスト基礎にかかわらず適用出来る。基礎工を施工する場合は「第II編第2章③コンクリートブロック積（張工）の現場打ち基礎コンクリート工またはプレキャスト基礎ブロック」により別途計上する。</p>	工 種	単価の構成			機	労	材	大型ブロック積（島根県独自）	○	○	△	区 分	規 格・仕 様	単 位	日当り標準施工量	大型ブロック積（島根県独自）	大型コンクリートブロック（幅1250×高800×控350～550、勾配1:0.3以上1:0.5以下、KPブロック350型～550相当品）、調整コンクリート等	m ²	42
工 種	単価の構成																				
	機	労	材																		
大型ブロック積（島根県独自）	○	○	△																		
区 分	規 格・仕 様	単 位	日当り標準施工量																		
大型ブロック積（島根県独自）	大型コンクリートブロック（幅1250×高800×控350～550、勾配1:0.3以上1:0.5以下、KPブロック350型～550相当品）、調整コンクリート等	m ²	42																		

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知】令和3年12月20日

ページ	改定前（令和3年12月31日まで適用）	改定後（令和4年1月1日以降適用）
<p>VI-11(2) 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価 ①大型ブロック積（島根県独自）</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p>(6) 基礎・裏込砕石を施工する場合、基礎砕石は「第II編第2章②基礎・裏込砕石工」、裏込砕石は「第II編第2章③コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。 (7) 天端コンクリートを施工する場合は「第II編第2章③コンクリートブロック積（張）工の天端コンクリート工」により別途計上する。</p> <p>4. 参考資料 参考図(大型ブロック積(調整コンクリート・小口止))</p>

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年2月28日

ページ	改定前（令和4年2月28日まで適用）	改定後（令和4年3月1日以降適用）
<p>IV-19 第IV編 道路 第7章 橋梁工 [2] 独自基準</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="font-size: small;">（令和4年3月1日以降適用）</p> <p>土木工事標準積算基準書（共通編）第IV編 道路</p> <p>第7章 橋梁工／①鋼橋製作工 3. 鋼橋製作費</p> <p>3-2 製作工労務単価 を次のとおり読み替える。 工場製作における工数単価（直接労務費）は27,800円とする。</p> </div>

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年2月28日

ページ	改定前（令和4年2月28日まで適用）	改定後（令和4年3月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																														
<p>11-15 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通 [2] 独自基準 第4章 就業時間別の船員供用係数</p>	<p>[記載なし]</p>	<p>第4章 就業時間別の船員供用係数 (令和4年2月28日まで適用) 港湾請負工事積算基準/単価表/2. 供用日数/2-1 作業船および付属品等 漁港漁場関係工事積算基準/単価表/2. 供用日数/2-1 作業船および付属品等</p> <p>(令和4年3月1日以降適用)</p> <p>別表-4 就業時間別の船員供用係数</p> <p>船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係数 ランク</th> <th rowspan="3">船舶供用係数 (α)</th> <th colspan="6">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業時間 8H</th> <th colspan="2">就業時間 9H</th> <th colspan="2">就業時間 10H</th> </tr> <tr> <th>[超勤時間 0H]</th> <th>[超勤時間 1H]</th> <th>[超勤時間 1H]</th> <th>[超勤時間 2H]</th> <th>[超勤時間 2H]</th> <th>[超勤時間 3H]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1.65</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.31</td> <td>1.31</td> <td>1.42</td> <td>1.43</td> <td>1.53</td> <td>1.54</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1.80</td> <td>1.30</td> <td>1.30</td> <td>1.41</td> <td>1.41</td> <td>1.52</td> <td>1.53</td> <td>1.63</td> <td>1.64</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2.05</td> <td>1.45</td> <td>1.45</td> <td>1.56</td> <td>1.56</td> <td>1.67</td> <td>1.68</td> <td>1.78</td> <td>1.79</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2.25</td> <td>1.60</td> <td>1.60</td> <td>1.71</td> <td>1.71</td> <td>1.82</td> <td>1.83</td> <td>1.93</td> <td>1.94</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2.45</td> <td>1.70</td> <td>1.70</td> <td>1.81</td> <td>1.81</td> <td>1.92</td> <td>1.93</td> <td>2.03</td> <td>2.04</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2.65</td> <td>1.80</td> <td>1.80</td> <td>1.91</td> <td>1.91</td> <td>2.02</td> <td>2.03</td> <td>2.13</td> <td>2.14</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>2.90</td> <td>1.95</td> <td>1.95</td> <td>2.06</td> <td>2.06</td> <td>2.17</td> <td>2.18</td> <td>2.28</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>3.20</td> <td>2.15</td> <td>2.15</td> <td>2.26</td> <td>2.26</td> <td>2.37</td> <td>2.38</td> <td>2.48</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>3.70</td> <td>2.40</td> <td>2.40</td> <td>2.51</td> <td>2.51</td> <td>2.62</td> <td>2.63</td> <td>2.73</td> <td>2.74</td> </tr> </tbody> </table> <p>船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係数 ランク</th> <th rowspan="3">船舶供用係数 (α)</th> <th colspan="6">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業時間 16H</th> <th colspan="2">就業時間 18H</th> <th colspan="2">就業時間 20H</th> </tr> <tr> <th>[超勤時間 0H]</th> <th>[超勤時間 2H]</th> <th>[超勤時間 2H]</th> <th>[超勤時間 4H]</th> <th>[超勤時間 4H]</th> <th>[超勤時間 6H]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1.65</td> <td>1.21</td> <td>1.21</td> <td>1.34</td> <td>1.35</td> <td>1.47</td> <td>1.47</td> <td>1.60</td> <td>1.61</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1.80</td> <td>1.31</td> <td>1.31</td> <td>1.44</td> <td>1.45</td> <td>1.57</td> <td>1.57</td> <td>1.70</td> <td>1.71</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2.05</td> <td>1.46</td> <td>1.46</td> <td>1.59</td> <td>1.60</td> <td>1.72</td> <td>1.72</td> <td>1.85</td> <td>1.86</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2.25</td> <td>1.61</td> <td>1.61</td> <td>1.74</td> <td>1.75</td> <td>1.87</td> <td>1.87</td> <td>2.00</td> <td>2.01</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2.45</td> <td>1.71</td> <td>1.71</td> <td>1.84</td> <td>1.85</td> <td>1.97</td> <td>1.97</td> <td>2.10</td> <td>2.11</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2.65</td> <td>1.81</td> <td>1.81</td> <td>1.94</td> <td>1.95</td> <td>2.07</td> <td>2.07</td> <td>2.20</td> <td>2.21</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>2.90</td> <td>1.96</td> <td>1.96</td> <td>2.09</td> <td>2.10</td> <td>2.22</td> <td>2.22</td> <td>2.35</td> <td>2.36</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>3.20</td> <td>2.16</td> <td>2.16</td> <td>2.29</td> <td>2.30</td> <td>2.42</td> <td>2.42</td> <td>2.55</td> <td>2.56</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>3.70</td> <td>2.41</td> <td>2.41</td> <td>2.54</td> <td>2.55</td> <td>2.67</td> <td>2.67</td> <td>2.80</td> <td>2.81</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1.別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間別(超勤時間別)探究時間別の場合を除き、令和4年〇月〇月からの適用の割増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)であり、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。 2.就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表-4にない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。 3.上記船員以外にも潜水士等も対象とする。</p> <p>就業時間別船員供用係数(β)の算出式</p> $\beta = \alpha \times \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \times \text{ワッチ数}$ <p style="text-align: right;">(小数3位四捨五入)</p> <p>β：時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数 β₀：就業時間の場合の船員供用係数 割増対象賃金比：労務単価における割増賃金の対象となる賃金の比率という。 ただし、2ワッチにおける超勤勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。</p>	係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)						備考	就業時間 8H		就業時間 9H		就業時間 10H		[超勤時間 0H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 3H]	1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.43	1.53	1.54	2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.52	1.53	1.63	1.64	3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.56	1.67	1.68	1.78	1.79	4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.82	1.83	1.93	1.94	5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.92	1.93	2.03	2.04	6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.03	2.13	2.14	7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.17	2.18	2.28	2.29	8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.37	2.38	2.48	2.49	9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.51	2.62	2.63	2.73	2.74	係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)						備考	就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		[超勤時間 0H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 6H]	1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.47	1.47	1.60	1.61	2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	1.57	1.57	1.70	1.71	3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.60	1.72	1.72	1.85	1.86	4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	1.87	1.87	2.00	2.01	5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	1.97	1.97	2.10	2.11	6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	2.07	2.07	2.20	2.21	7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	2.22	2.22	2.35	2.36	8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	2.42	2.42	2.55	2.56	9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.55	2.67	2.67	2.80	2.81
係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)						備考																																																																																																																																																																																																																								
		就業時間 8H			就業時間 9H		就業時間 10H																																																																																																																																																																																																																									
		[超勤時間 0H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 3H]																																																																																																																																																																																																																									
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.43	1.53	1.54																																																																																																																																																																																																																							
2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.52	1.53	1.63	1.64																																																																																																																																																																																																																							
3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.56	1.67	1.68	1.78	1.79																																																																																																																																																																																																																							
4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.82	1.83	1.93	1.94																																																																																																																																																																																																																							
5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.92	1.93	2.03	2.04																																																																																																																																																																																																																							
6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.03	2.13	2.14																																																																																																																																																																																																																							
7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.17	2.18	2.28	2.29																																																																																																																																																																																																																							
8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.37	2.38	2.48	2.49																																																																																																																																																																																																																							
9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.51	2.62	2.63	2.73	2.74																																																																																																																																																																																																																							
係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)						備考																																																																																																																																																																																																																								
		就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H																																																																																																																																																																																																																										
		[超勤時間 0H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 6H]																																																																																																																																																																																																																									
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.47	1.47	1.60	1.61																																																																																																																																																																																																																							
2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	1.57	1.57	1.70	1.71																																																																																																																																																																																																																							
3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.60	1.72	1.72	1.85	1.86																																																																																																																																																																																																																							
4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	1.87	1.87	2.00	2.01																																																																																																																																																																																																																							
5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	1.97	1.97	2.10	2.11																																																																																																																																																																																																																							
6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	2.07	2.07	2.20	2.21																																																																																																																																																																																																																							
7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	2.22	2.22	2.35	2.36																																																																																																																																																																																																																							
8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	2.42	2.42	2.55	2.56																																																																																																																																																																																																																							
9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.55	2.67	2.67	2.80	2.81																																																																																																																																																																																																																							

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）
<p>I-2-②-27</p> <p>第I編 総則</p> <p>[2] 独自基準</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>②間接工事費</p> <p>2. 共通仮設費</p> <p>2-5安全費</p>	<p>2-5 安全費</p> <p>(1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 安全施設等に要する費用 2) 安全管理等に要する費用 3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工に必要な安全対策等に要する費用 <p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日の保安要員等の費用 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事、トンネル内舗装等工事）は除く） ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事用連絡設備含む） ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する） ⑨ 安全用品等の費用 ⑩ 安全委員会等に要する費用 ⑪ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用 <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理員等に要する費用 ② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第9章「土木請負工事における現場環境改善費の積算」による） ③ 高圧作業の予防に要する費用 ④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 ⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 ⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑦ 成形板等の飛散しにくい建材の解体作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用 ⑧ 鉛等有害物を含有する塗装のかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑨ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（NATM）の計測Aに要する費用については除く） ⑩ その他、現場条件等により積み上げを要する費用 <p>1) トンネル工事における呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。</p> $\text{呼吸用保護具等費用} = 1,660,000 + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$ <p>なお、上記計算式は呼吸用保護具の規格がB級（半面形面体）の場合に適用する。 上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。 なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鉋吹付施工労務費を含む）合計額とする。 〔注〕B級とは濡れ率の性能等級を示す。</p>	<p>2-5 安全費</p> <p>(1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 安全施設等に要する費用 2) 安全管理等に要する費用 3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工に必要な安全対策等に要する費用 <p><u>（令和4年3月31日まで適用）</u></p> <p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日の保安要員等の費用 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事、トンネル内舗装等工事）は除く） ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事用連絡設備含む） ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する） ⑨ 安全用品等の費用 ⑩ 安全委員会等に要する費用 ⑪ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用 <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理員等に要する費用 ② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第9章「土木請負工事における現場環境改善費の積算」による） ③ 高圧作業の予防に要する費用 ④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 ⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 ⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑦ 成形板等の飛散しにくい建材の解体作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用 ⑧ 鉛等有害物を含有する塗装のかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑨ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（NATM）の計測Aに要する費用については除く） ⑩ その他、現場条件等により積み上げを要する費用 <p>1) トンネル工事における呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。</p> $\text{呼吸用保護具等費用} = 1,660,000 + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$ <p>なお、上記計算式は呼吸用保護具の規格がB級（半面形面体）の場合に適用する。 上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。 なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鉋吹付施工労務費を含む）合計額とする。 〔注〕B級とは濡れ率の性能等級を示す。</p>

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）
<p>I-2-②-27(1) 第I編 総則 [2] 独自基準 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2. 共通仮設費 2-5安全費</p>	<p>[記載なし]</p>	<p>(令和4年4月1日から適用) (2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。 ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日の保安要員等の費用 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事、トンネル内舗装等工事）は除く） ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事用連絡設備含む） ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含む塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する） ⑨ 安全用品等の費用（<u>墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む</u>） ⑩ 安全委員会等に要する費用 ⑪ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用</p> <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。 ① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理員等に要する費用 ② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第9章「土木請負工事における現場環境改善費の積算」による） ③ 高圧作業の予防に要する費用 ④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 ⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 ⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑦ 成形板等の飛散しにくい建材の解体作業における保護具の装着、潤滑を保つ措置を行う費用 ⑧ 鉛等有害物を含む塗料のかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑨ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（NATM）の計測Aに要する費用については除く） ⑩ その他、現場条件等により積み上げを要する費用</p> <p>1) トンネル工事における呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。</p> $\text{呼吸用保護具等費用} = 1,660,000 + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$ <p>なお、上記計算法は呼吸用保護具の規格がB級（半面形体）の場合に適用する。 上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。 なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）合計額とする。 〔注〕B級とは濡れ率の性能等級を示す。</p>

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）																																										
<p>I-3-①-2 第I編 総則 第3章 一般管理費等及び消費税相当額</p> <p>[2] 独自基準</p>	<p>2 付加利益 (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与金（損金算入分を除く） (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3 一般管理費等の算定 一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>4 一般管理費等率の補正 (1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。 1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。 2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等とする。 (2) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。 (3) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p>別表第1 一般管理費等率 (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="566 847 1216 884"> <tr> <td>工事原価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>22.72%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.47%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977$ (%) ただし、G_p：一般管理費等率 (%) C_p：工事原価（単位円） (注) 1. G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>別表第2 一般管理費等率の補正</p> <table border="1" data-bbox="533 1066 1216 1114"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1" data-bbox="539 1193 1216 1289"> <tr> <td>保証の方法</td> <td>補正值(%)</td> </tr> <tr> <td>ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3：ケース1及び2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </table> <p>(注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。 ①島根県会計規則第69条の2第6項の規定により契約保証金を納めさせないことができる工事請負契約である場合</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	保証の方法	補正值(%)	ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04	ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09	ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない	<p><略></p> <p>別表第1 一般管理費等率 (令和4年3月31日まで適用) (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="1344 866 1984 903"> <tr> <td>工事原価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>22.72%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.47%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977$ (%) ただし、G_p：一般管理費等率 (%) C_p：工事原価（単位円） (注) 1. G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(令和4年4月1日以降適用) (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="1344 1121 1984 1158"> <tr> <td>工事原価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$ (%) ただし、G_p：一般管理費等率 (%) C_p：工事原価（単位円） (注) 1. G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																									
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%																																									
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																								
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																								
保証の方法	補正值(%)																																											
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04																																											
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09																																											
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない																																											
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																									
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%																																									
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																									
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%																																									

→ I-3-①-3へ移動

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）																																																																																
<p>VI-2 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価 [2] 独自基準 ①-1 区画線工 【溶剤型 ペイント式（手動式）】</p>	<p>2. 標準単価の設定 2-1 標準単価の構成と範囲 標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <div data-bbox="577 418 1041 577" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">標準単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>区 画 線 設 置 (ペイント式)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×※</td> </tr> </table> <div style="display: inline-block; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">作</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">路</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">面</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">清</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">掃</div> </div> <div style="display: inline-block; text-align: center; margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">塗</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">料</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">塗</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">布</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">養</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生</div> </div> </div> <p>(注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。 3. 積算システムのコード内において、材料単価を考慮しているので、別途計上する必要はない。</p> <p>2-2 標準単価の規格・仕様 区画線の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。</p> <div data-bbox="676 769 1064 944" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">表-1 区画線設置（ペイント式・手動式）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>日当たり</th> </tr> <tr> <th>標準施工量</th> </tr> <tr> <th colspan="4"></th> <th>供用区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">溶剤型 (加熱式)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">実線</td> <td style="text-align: center;">15cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">990</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">835</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">破線</td> <td style="text-align: center;">30cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">417</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。</p> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋材料費（注2） （注1）設計単価＝標準単価（機械・労務） （注2）材料費＝主材料単価×使用数量×（1＋材料諸雑費率） ※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、染料である。 ※材料諸雑費率は、プロパンガス、希釈剤等の費用であり、材料諸雑費率は0.03とする。</p> <div data-bbox="519 1161 1258 1359" style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合></p> <p>1) 1日未満で完了する場合（施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合）は、「第I編第12章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。 溶融式・手動、ペイント式・車載式、ペイント式・手動式、区画線除去（削取り式）については、一連の作業として判定する。</p> <p>2) ペイント式（手動式）で、表層の完了待ちなどの工程調整により、1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1日当たりの実施工量で判定する。</p> </div>	工 種	標準単価			機	労	材	区 画 線 設 置 (ペイント式)	○	○	×※	規格・仕様			単位	日当たり	標準施工量					供用区間	溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990	15cm	m	835	破線	30cm	m	417	<p><略></p> <div data-bbox="1303 730 1803 906" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">(令和4年3月31日まで適用)</p> <p style="text-align: center;">表-1 区画線設置（ペイント式・手動式）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>日当たり</th> </tr> <tr> <th>標準施工量</th> </tr> <tr> <th colspan="4"></th> <th>供用区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">溶剤型 (加熱式)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">実線</td> <td style="text-align: center;">15cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">990</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">835</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">破線</td> <td style="text-align: center;">30cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">417</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。</p> </div> <div data-bbox="1303 949 2027 1177" style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">(令和4年4月1日以降適用)</p> <p style="text-align: center;">表-1 区画線設置（ペイント式・手動式）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>日当たり</th> </tr> <tr> <th>標準施工量</th> </tr> <tr> <th colspan="4"></th> <th>供用区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">溶剤型 (加熱式)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">実線</td> <td style="text-align: center;">15cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">990</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">831</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">破線</td> <td style="text-align: center;">30cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">415</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。</p> </div>	規格・仕様			単位	日当たり	標準施工量					供用区間	溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990	15cm	m	835	破線	30cm	m	417	規格・仕様			単位	日当たり	標準施工量					供用区間	溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990	15cm	m	831	破線	30cm	m	415
工 種	標準単価																																																																																	
	機	労	材																																																																															
区 画 線 設 置 (ペイント式)	○	○	×※																																																																															
規格・仕様			単位	日当たり																																																																														
				標準施工量																																																																														
				供用区間																																																																														
溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990																																																																														
		15cm	m	835																																																																														
	破線	30cm	m	417																																																																														
規格・仕様			単位	日当たり																																																																														
				標準施工量																																																																														
				供用区間																																																																														
溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990																																																																														
		15cm	m	835																																																																														
	破線	30cm	m	417																																																																														
規格・仕様			単位	日当たり																																																																														
				標準施工量																																																																														
				供用区間																																																																														
溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990																																																																														
		15cm	m	831																																																																														
	破線	30cm	m	415																																																																														

→ VI-3へ移動

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）
<p>IV-19 第IV編 道路 第7章 橋梁工 [2] 独自基準</p>	<p style="text-align: center;">（令和4年3月1日以降適用）</p> <p>土木工事標準積算基準書（共通編）第IV編 道路</p> <p>第7章 橋梁工／①鋼橋製作工 3. 鋼橋製作費</p> <p>3-2 製作工労務単価 を次のとおり読み替える。 工場製作における工数単価（直接労務費）は27,800円とする。</p>	<p style="text-align: center;">＜略＞</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">（令和4年4月1日以降適用）</p> <p>土木工事標準積算基準書（共通編）第IV編 道路</p> <p>第7章 橋梁工／①鋼橋製作工 1. 請負工事費の積算体系</p> <p>1-2 請負工事費の費目（1）工場製作 2）間接工事費 間接労務費率37.6%を40.8%、工場管理費率28.8%を33.5%に読み替える。</p> </div>

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）																						
<p>IX-2 第IX編 機械設備 第1章 一般共通 [2] 独自基準</p>	<p>第1章 第5 請負工事の積算 2 据付工事原価 2-2 間接工事費（2）現場管理費</p> <p>7) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算</p> <p>a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-1・7の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="629 411 1173 655"> <caption>地域補正の適用</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り(1)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>1.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(2)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>1.0</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。 2. 施工地域区分は以下のとおりとする。 ・市街地： 施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。(松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部)これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」という。</p> <p>b 適用条件の複数が該当する場合の取扱い 適用条件の複数が該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p> <p>c その他 イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記aの他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。 ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第1章 一般共通 基準の解説</p> <p>【解】6 材料費等の価格等の取り扱い (2) 材料費等 を、次のとおり読み替える。 材料費の価格については、「建設工事積算基準 第1編第2章 工事の積算」における「①直接工事費 1 材料費 (2) 価格」によるものとする。また、標準歩掛のない労務工数については、見積り等をもとに決定するものとする。 機器単体費の価格については「建設工事積算基準 第1編第2章 工事の積算」における「①直接工事費 1 材料費 (2) 価格」によるものとする。 ただし、見積りにより単価決定する場合は、異常値(徴収した見積り全ての平均値の±30%を超えるもの)を除いた最低値とする。 なお、物価資料に掲載されている価格で、荷渡し場所が「都市内現場持ち込み」となっているものの、特別資材調査あるいは見積りにより設定した価格で「現場渡し価格」となっているものについては、輸送費を計上しない。</p> <p>【解】7 任意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整 を、次のとおり読み替える。 建設工事積算基準 第1編 第4章によるものとする。</p> </div>	適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	一般交通影響有り(1)	全ての工種(注1)	1.1	1	一般交通影響有り(2)	全ての工種(注1)	1.1	2	市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	1.1	3	離島	全ての工種(注1)	1.0	4	<p style="text-align: center;">IX-3へ移動</p>
適用条件		補正係数	適用優先																					
施工地域区分	工種区分																							
一般交通影響有り(1)	全ての工種(注1)	1.1	1																					
一般交通影響有り(2)	全ての工種(注1)	1.1	2																					
市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	1.1	3																					
離島	全ての工種(注1)	1.0	4																					

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）								
<p>IX-3 第IX編 機械設備 第1章 一般共通 [2] 独自基準</p>	<p>（記載なし）</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第1章 第5請負工事の積算 4一般管理費等 (2)一般管理費等率 （令和4年3月31日まで適用） 国土交通省機械設備工事積算基準／第2編 機械設備工事積算基準／第1章 一般共通／第5 請負工事の積算／4 一般管理費等</p> <p>（令和4年4月1日以降適用）</p> <p style="text-align: center;">表-1・10 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対 象 額</th> <th style="width: 70%;">標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td style="text-align: center;">26.17%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え 30億円以下</td> <td style="text-align: center;"> $G_1 = -1.4357 \text{Log}(C_1) + 35.789$ ただし、G_1：標準一般管理費等率（%） C_1：対象額（円） </td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">22.18%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）G_1の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> </div> <p>第1章 一般共通 基準の解説 <略> IX-2から移動</p>	対 象 額	標準一般管理費等率	500万円以下	26.17%	500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -1.4357 \text{Log}(C_1) + 35.789$ ただし、 G_1 ：標準一般管理費等率（%） C_1 ：対象額（円）	30億円を超えるもの	22.18%
対 象 額	標準一般管理費等率									
500万円以下	26.17%									
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -1.4357 \text{Log}(C_1) + 35.789$ ただし、 G_1 ：標準一般管理費等率（%） C_1 ：対象額（円）									
30億円を超えるもの	22.18%									

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）																				
<p>11-2 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-1編 港湾 [2] 独自基準 第1部 港湾土木請負工事積算基準 3節 一般管理費等 1. 一般管理費等の算定</p>	<p>(記載なし)</p> <p>第3章以降 <略></p>	<p>3節 一般管理費等 1. 一般管理費等の算定 (令和4年3月31日まで適用) 港湾請負工事積算基準 による。 (令和4年4月1日以降適用) 表-④を以下のとおり読み替える。</p> <p>表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1" data-bbox="1323 475 2038 595"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>a</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>23.57%</td> <td>-4.97802</td> <td>56.92101</td> <td>9.74%</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般管理費等率の算定式 $GP = a \cdot \log(CP) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ ただし、 GP : 一般管理費等率 (%) CP : 工事原価 (円)</p> <p>第3章以降 <略></p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		一般管理費等	23.57%	-4.97802	56.92101	9.74%
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																		
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		下記の率とする																		
		a	b																			
一般管理費等	23.57%	-4.97802	56.92101	9.74%																		

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）																																	
<p>11-5 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-2編 漁港漁場整備 [2] 独自基準 第1部 漁港漁場関係事業請負工事費積算基準 3節 一般管理費等 1. 一般管理費等の算定</p>	<p>3. 現場管理費 3-1 積算方法等 3-1-1 現場管理費率の補正 1) 施工時期、工事期間等による補正については、適用しない</p> <p>(記載なし)</p> <p>第3章 直接工事費の施工歩掛 4節 本体工 4.1 ケーソン式 3. ケーソン進水据付工 3-8 回航・えい航 3-8-3 ケーソン回航 3-8-3-2 回航費の積算 3) 運転費の算出 (4) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="544 767 1019 844"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>乗船手当</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通船員</td> <td>1,918 円</td> <td>職員の旅費に関する条例施行規則第10条（航海日当）に準じる。</td> </tr> <tr> <td>船団長 高級船員</td> <td>2,154 円</td> <td>金額は消費税を含まない金額である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4章 市場単価 1. 市場単価の調査方法および決定方法 1-3 適用にあたっての主な留意事項 離島についても、市場単価を適用する。 1-4 市場単価の公表 市場単価の公表については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/1材料費</p> <p>第5章 間接工事費の施工歩掛 1節 回航・えい航費 2. 回航 2-3 回航費の積算 2-3-2 運転費の算出 (6) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="544 1189 1019 1265"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>乗船手当</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通船員</td> <td>1,918 円</td> <td>職員の旅費に関する条例施行規則第10条（航海日当）に準じる。</td> </tr> <tr> <td>船団長 高級船員</td> <td>2,154 円</td> <td>金額は消費税を含まない金額である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-3-6 旅費等の算出 (2) 旅費等の算出方法 旅費は、「業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費」を参考に適切に計上する。 2節 運搬費 運搬費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/②間接工事費/2共通仮設費/2-2運搬費</p>	職 種	乗船手当	備 考	普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第10条（航海日当）に準じる。	船団長 高級船員	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。	職 種	乗船手当	備 考	普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第10条（航海日当）に準じる。	船団長 高級船員	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。	<p>3. 現場管理費 <略></p> <p>3節 一般管理費等 1. 一般管理費等の算定 (令和4年3月31日まで適用) 漁港漁場関係工事積算基準 による。 (令和4年4月1日以降適用) 表-④を以下のとおり読み替える。</p> <table border="1" data-bbox="1323 518 1841 611"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事原価 適用 区分等</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記の率とする</td> <td>算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>a</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>23.57%</td> <td>-4.97802</td> <td>56.92101</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般管理費等の算定式 $GP = a \cdot \log(CP) + b$ <small>(小数3位四捨五入)</small> ただし、 GP : 一般管理費等率 (%) CP : 工事原価 (円)</p> <p>第3章以降 <略></p>	工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による	下記の率とする			a	b	一般管理費等	23.57%	-4.97802	56.92101
職 種	乗船手当	備 考																																	
普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第10条（航海日当）に準じる。																																	
船団長 高級船員	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。																																	
職 種	乗船手当	備 考																																	
普通船員	1,918 円	職員の旅費に関する条例施行規則第10条（航海日当）に準じる。																																	
船団長 高級船員	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。																																	
工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による	下記の率とする																																
		a	b																																
一般管理費等	23.57%	-4.97802	56.92101																																

→ 11-6へ移動

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）								
<p>12-1 第12編 空港 第12-1編 空港土木 [2] 独自基準 第1部 空港土木請負工事積算基準 第1編 総則 第3章 一般管理費等</p>	<p>第1部 空港土木請負工事積算基準 第1編 総則 第1章 総則 ②請負工事の工事費の構成 2. 工事費の積算価格構成の項目 2-4工事価格の端数処理 については以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/5 諸雑費及び端数処理/(2)端数処理/5) 第2章 工事費の積算 ①直接工事費 1. 労務費 労務費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/3 労務費 2. 材料費 材料費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/①直接工事費/1 材料費 (記載なし) 第9章 設計変更 設計変更については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第13章 設計変更 第3編 空港 第4章 空港維持・修繕 ⑧除雪工 除雪工については適用しない。</p>	<p>第1部 空港土木請負工事積算基準 第1編 総則 第1章～第2章 <略> 第3章 一般管理費等 ①一般管理費等 4. 一般管理費等率の補正 (令和4年3月31日まで適用) 空港請負工事積算基準による。 (令和4年4月1日以降適用) 別表第3を以下に読み替える。 別表第3 一般管理費率等 (1) 前払金支出割合が35%を超える場合 <table border="1" data-bbox="1346 965 2004 1013"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>(2)の算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </tbody> </table> (2) 算定式 $G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101 \text{ (\%)}$ ただし、G_p:一般管理費等率(%) C_p:工事原価(単位円) (注) G_pの値は、小数第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	(2)の算定式により算出された率	9.74%
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの							
一般管理費等率	23.57%	(2)の算定式により算出された率	9.74%							

→ 12-2へ移動

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）																																																																
<p>13-4 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費</p>	<p>別表1 工種区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ 場 整 備 工 事</td> <td>農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>農 用 地 造 成 工 事</td> <td>農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>舗 装 工 事</td> <td>舗装の新設及び修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道 路 改 良 工 事</td> <td>道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td>新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td>水 路 工 事</td> <td>用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>排 水 路 工 事</td> <td>排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵梁、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事</td> </tr> <tr> <td>河 川 工 事</td> <td>河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</td> </tr> <tr> <td>管 水 路 工 事</td> <td>既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> <tr> <td>管 更 正 工 事</td> <td>管水路に関する工事において、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事</td> </tr> <tr> <td>畑 かん 施 設 工 事</td> <td>樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>干 拓 工 事</td> <td>ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>海 岸 工 事</td> <td>海岸工事において、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養魚工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td>コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(1)</td> <td>コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事	農 用 地 造 成 工 事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事	舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事	道 路 改 良 工 事	道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事	排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵梁、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事	河 川 工 事	河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。	管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。	管 更 正 工 事	管水路に関する工事において、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事	畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事	干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)	海 岸 工 事	海岸工事において、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養魚工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。	その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	<p>別表1 工種区分 <u>(令和4年3月31日まで適用)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ 場 整 備 工 事</td> <td>農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>農 用 地 造 成 工 事</td> <td>農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>舗 装 工 事</td> <td>舗装の新設及び修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道 路 改 良 工 事</td> <td>道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td>新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td>水 路 工 事</td> <td>用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>排 水 路 工 事</td> <td>排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵梁、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事</td> </tr> <tr> <td>河 川 工 事</td> <td>河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</td> </tr> <tr> <td>管 水 路 工 事</td> <td>既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> <tr> <td>管 更 正 工 事</td> <td>管水路に関する工事において、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事</td> </tr> <tr> <td>畑 かん 施 設 工 事</td> <td>樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>干 拓 工 事</td> <td>ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>海 岸 工 事</td> <td>海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養魚工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td>コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(1)</td> <td>コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事	農 用 地 造 成 工 事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事	舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事	道 路 改 良 工 事	道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事	排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵梁、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事	河 川 工 事	河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。	管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。	管 更 正 工 事	管水路に関する工事において、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事	畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事	干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)	海 岸 工 事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養魚工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。	その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
工種区分	工 種 内 容																																																																	
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事																																																																	
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事																																																																	
舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事																																																																	
道 路 改 良 工 事	道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																																																	
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。																																																																	
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事																																																																	
排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵梁、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事																																																																	
河 川 工 事	河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。																																																																	
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。																																																																	
管 更 正 工 事	管水路に関する工事において、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事																																																																	
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事																																																																	
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)																																																																	
海 岸 工 事	海岸工事において、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養魚工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																																																	
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。																																																																	
その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																																																	
工種区分	工 種 内 容																																																																	
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事																																																																	
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事																																																																	
舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事																																																																	
道 路 改 良 工 事	道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																																																	
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。																																																																	
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事																																																																	
排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵梁、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事																																																																	
河 川 工 事	河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。																																																																	
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。																																																																	
管 更 正 工 事	管水路に関する工事において、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事																																																																	
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事																																																																	
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)																																																																	
海 岸 工 事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養魚工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																																																	
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。																																																																	
その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																																																	

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）																														
<p>13-5(1) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>別表1 工種区分（令和4年4月1日以降適用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">工種区分</th> <th style="width: 80%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ 場 整 備 工 事</td> <td>農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>農 用 地 造 成 工 事</td> <td>農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>舗 装 工 事</td> <td>舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道 路 改 良 工 事</td> <td>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>水 路 ト ン ネル 工 事</td> <td>新設・改修（<u>支保工、矢板を再建する作業</u>）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法（<u>作業員が内部で作業する推進工法</u>）による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td>水 路 工 事</td> <td>用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>排 水 路 工 事</td> <td>排水路の工事で削削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵梁、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事</td> </tr> <tr> <td>河 川 工 事</td> <td>河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</td> </tr> <tr> <td>管 水 路 工 事</td> <td>既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> <tr> <td>管 更 正 工 事</td> <td>管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事</td> </tr> <tr> <td>畑 かん 施 設 工 事</td> <td>樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>干 拓 工 事</td> <td>ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>海 岸 工 事</td> <td>海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事</td> <td>コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁（上部・下部）等の補修を除く。</td> </tr> </tbody> </table> </div>	工種区分	工 種 内 容	ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事	農 用 地 造 成 工 事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事	舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事	道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	水 路 ト ン ネル 工 事	新設・改修（ <u>支保工、矢板を再建する作業</u> ）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法（ <u>作業員が内部で作業する推進工法</u> ）による工事及びこれに類する工事を含む。	水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事	排 水 路 工 事	排水路の工事で削削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵梁、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事	河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。	管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。	管 更 正 工 事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事	畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事	干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)	海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁（上部・下部）等の補修を除く。
工種区分	工 種 内 容																															
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事																															
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事																															
舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事																															
道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																															
水 路 ト ン ネル 工 事	新設・改修（ <u>支保工、矢板を再建する作業</u> ）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法（ <u>作業員が内部で作業する推進工法</u> ）による工事及びこれに類する工事を含む。																															
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事																															
排 水 路 工 事	排水路の工事で削削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵梁、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事																															
河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。																															
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。																															
管 更 正 工 事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事																															
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事																															
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)																															
海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																															
コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁（上部・下部）等の補修を除く。																															

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）																				
<p>13-5(2) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工 種 区 分</th> <th style="width: 85%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他土木工事(1)</td> <td>コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(2)</td> <td>他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ポーリング・グラウト、ため池、法面工</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事 コンクリートダム工事</td> <td>フ ィ ル タ イ プ で 本 体 を 主 体 と す る 工 事 コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>1.コンクリート橋上部・PC 橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製の場合作工)工事、 橋梁の床版工のみの工事 2.床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>P C 橋 工 事</td> <td>1.工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造の PC 橋工事</td> </tr> <tr> <td>鋼 橋 架 設 工 事</td> <td>鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗装工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部工 (鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工 (鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>公 園 工 事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事であって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池上、遊戯施設上、運動施設上、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>ト ン ネル 工 事</td> <td>トンネルに関する工事であって、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td>橋 梁 保 全 工 事</td> <td>橋梁 (上部工、下部工) に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事 (塗装、舗装打ち換え等は除く)</td> </tr> </tbody> </table>	工 種 区 分	工 種 内 容	その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	その他土木工事(2)	他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ポーリング・グラウト、ため池、法面工	フィルダム工事 コンクリートダム工事	フ ィ ル タ イ プ で 本 体 を 主 体 と す る 工 事 コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)	河川・道路構造物工事	1.コンクリート橋上部・PC 橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製の場合作工)工事、 橋梁の床版工のみの工事 2.床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	P C 橋 工 事	1.工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造の PC 橋工事	鋼 橋 架 設 工 事	鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗装工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部工 (鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工 (鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	公 園 工 事	公園及び緑地の造成整備に関する工事であって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池上、遊戯施設上、運動施設上、標識工及びこれらに類する工事	ト ン ネル 工 事	トンネルに関する工事であって、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	橋 梁 保 全 工 事	橋梁 (上部工、下部工) に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事 (塗装、舗装打ち換え等は除く)
工 種 区 分	工 種 内 容																					
その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																					
その他土木工事(2)	他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ポーリング・グラウト、ため池、法面工																					
フィルダム工事 コンクリートダム工事	フ ィ ル タ イ プ で 本 体 を 主 体 と す る 工 事 コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)																					
河川・道路構造物工事	1.コンクリート橋上部・PC 橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製の場合作工)工事、 橋梁の床版工のみの工事 2.床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																					
P C 橋 工 事	1.工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造の PC 橋工事																					
鋼 橋 架 設 工 事	鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗装工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部工 (鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工 (鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																					
公 園 工 事	公園及び緑地の造成整備に関する工事であって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池上、遊戯施設上、運動施設上、標識工及びこれらに類する工事																					
ト ン ネル 工 事	トンネルに関する工事であって、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																					
橋 梁 保 全 工 事	橋梁 (上部工、下部工) に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事 (塗装、舗装打ち換え等は除く)																					

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）																												
<p>13-6 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費</p>	<p style="text-align: center;">別表2 共通仮設費率適用範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 90%;">平 の 対 象 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">運 搬 費</td> <td> 1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量 20t 未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設用設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立・輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準 備 費</td> <td> 1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) フルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐間等に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐間、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐間、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐間、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(3)」による。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安 全 費</td> <td> 1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">役 務 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技 術 管 理 費</td> <td> 1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C 上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装機厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用する O A 機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営 繕 費</td> <td> 1 現場事務所、労働者宿舍、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用 2 1 に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事) </td> </tr> </tbody> </table>	項目	平 の 対 象 項 目	運 搬 費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量 20t 未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設用設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立・輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用	準 備 費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) フルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐間等に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐間、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐間、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐間、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(3)」による。	安 全 費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用	役 務 費		技 術 管 理 費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C 上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装機厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用する O A 機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用	営 繕 費	1 現場事務所、労働者宿舍、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用 2 1 に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)	<p style="text-align: center;">別表2 共通仮設費率適用範囲 (令和4年3月31日まで適用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 90%;">平 の 対 象 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">運 搬 費</td> <td> 1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量 20t 未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設用設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立・輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準 備 費</td> <td> 1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) フルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐間等に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐間、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐間、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐間、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(3)」による。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安 全 費</td> <td> 1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">役 務 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技 術 管 理 費</td> <td> 1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C 上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装機厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用する O A 機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営 繕 費</td> <td> 1 現場事務所、労働者宿舍、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用 2 1 に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事) </td> </tr> </tbody> </table>	項目	平 の 対 象 項 目	運 搬 費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量 20t 未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設用設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立・輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用	準 備 費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) フルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐間等に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐間、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐間、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐間、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(3)」による。	安 全 費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用	役 務 費		技 術 管 理 費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C 上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装機厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用する O A 機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用	営 繕 費	1 現場事務所、労働者宿舍、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用 2 1 に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)
項目	平 の 対 象 項 目																													
運 搬 費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量 20t 未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設用設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立・輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用																													
準 備 費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) フルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐間等に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐間、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐間、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐間、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(3)」による。																													
安 全 費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用																													
役 務 費																														
技 術 管 理 費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C 上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装機厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用する O A 機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用																													
営 繕 費	1 現場事務所、労働者宿舍、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用 2 1 に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)																													
項目	平 の 対 象 項 目																													
運 搬 費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量 20t 未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設用設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立・輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用																													
準 備 費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) フルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐間等に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐間、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐間、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐間、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2 共通仮設費2-3 準備費(3)」による。																													
安 全 費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用																													
役 務 費																														
技 術 管 理 費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C 上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装機厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用する O A 機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用																													
営 繕 費	1 現場事務所、労働者宿舍、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用 2 1 に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)																													

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）														
<p>13-7(1) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p style="text-align: center;">別表2 共通仮設費率適用範囲（令和4年4月1日以降適用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 90%;">率の対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 搬 費</td> <td> 1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ペント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自力による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用 </td> </tr> <tr> <td>準 備 費</td> <td> 1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐開、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費と共通仮設費2-3準備費(3)」による。 </td> </tr> <tr> <td>安 全 費</td> <td> 1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリアード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用(墜落防止用器具(フルハーネス型)を含む) 10 安全委員会等に要する費用 </td> </tr> <tr> <td>役 務 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技 術 管 理 費</td> <td> 1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びアストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用 </td> </tr> <tr> <td>営 繕 費</td> <td> 1 現場事務所、労働者宿舎、倉庫等の官舎(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用 2 Iに係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の官舎(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事) </td> </tr> </tbody> </table>	項目	率の対象項目	運 搬 費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ペント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自力による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用	準 備 費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐開、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費と共通仮設費2-3準備費(3)」による。	安 全 費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリアード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用(墜落防止用器具(フルハーネス型)を含む) 10 安全委員会等に要する費用	役 務 費		技 術 管 理 費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びアストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用	営 繕 費	1 現場事務所、労働者宿舎、倉庫等の官舎(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用 2 Iに係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の官舎(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)
項目	率の対象項目															
運 搬 費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ペント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自力による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用															
準 備 費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐開、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費と共通仮設費2-3準備費(3)」による。															
安 全 費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリアード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用(墜落防止用器具(フルハーネス型)を含む) 10 安全委員会等に要する費用															
役 務 費																
技 術 管 理 費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びアストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用															
営 繕 費	1 現場事務所、労働者宿舎、倉庫等の官舎(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用 2 Iに係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の官舎(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)															

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）														
<p>13-7(2) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費</p>	<p>[記載なし]</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1339 336 1921 355">率に別途加算できる項目</th> <th data-bbox="1926 336 1973 355">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1339 359 1921 483"> 1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 2 仮設料等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、たてはり簡易土留、鉄線板等)の運搬に要する費用 3 下掘工事、海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用(運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む) 5 建設機械器具、仮設材及び重建設機械の輸送における自動車積送使用料に要する費用(運搬中の本体賃料・損料を含む) 6 その他、工事施工に必要な建設機械器具の運搬等に要する費用 </td> <td data-bbox="1926 359 1973 483">運搬費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1339 486 1921 627"> 1 (伐倒、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用(率に別途加算する項目については「建設工事積算基準第1編第9章②間接工事費」共通仮設費「3」準備費「7」積算方法採択作業等の項目別対象表)による) 2 (伐倒、除根、除草等に要する費用(備用地造成工事) 3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用 (1) コンクリート補修工事に係る設計図書(補修範囲の確認等)に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用 (2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用 5 その他、工事施工に必要な準備等に要する費用 </td> <td data-bbox="1926 486 1973 627">準備費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1339 630 1921 754"> 1 特記仕様書、設計図書等により条件明示される費用 (1) 鉄道、常備関係施設等に接続した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 下掘工事、海岸工事において、危険区域等で工事を行う場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運航に要する費用 5 ダム工事における岩石崩落時に必要な監視監視のための費用 6 その他、工事施工に必要な安全対策等に要する費用 7 防塵作業の予防に要する費用のうち、呼吸用保護具等の費用及び飛散防止対策の費用 </td> <td data-bbox="1926 630 1973 754">安全費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1339 758 1921 802"> 1 現場作業場、材料置場等の土地借上げに要する費用(宮籍に係る用地は除く) 2 電力、用水等の基本料金 3 電力設備用工事費負担金 </td> <td data-bbox="1926 758 1973 802">役務費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1339 805 1921 1121"> 1 特別な品質管理等に要する費用 (1) 管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (2) 土質試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用 (3) コンクリート補修工事における品質管理試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用 2 現場条件等により横上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器(鉄筋検査器等)に要する費用 (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用 3 振動調査及び経路費動向調査に要する費用 4 共通仕様書の品質管理基準に記載されていない試験及び基準に規定する回数以上の試験を仕様書等で指示した場合に要する費用 5 IOT 検査機に要する以下の費用 (1) 保守点検 (2) システム初期費 (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 6 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用 </td> <td data-bbox="1926 805 1973 1121">技術管理費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1339 1125 1921 1185"> 1 火災車等及び特に必要とされる監督員詰所の音響設置・撤去、維持・補修、土地の借上げに要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事を除く) 2 海上輸送等での労働者の輸送に要する費用 3 その他、工事施工に必要な音響等に要する費用 </td> <td data-bbox="1926 1125 1973 1185">宮籍費</td> </tr> </tbody> </table>	率に別途加算できる項目	項目	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 2 仮設料等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、たてはり簡易土留、鉄線板等)の運搬に要する費用 3 下掘工事、海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用(運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む) 5 建設機械器具、仮設材及び重建設機械の輸送における自動車積送使用料に要する費用(運搬中の本体賃料・損料を含む) 6 その他、工事施工に必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	運搬費	1 (伐倒、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用(率に別途加算する項目については「建設工事積算基準第1編第9章②間接工事費」共通仮設費「3」準備費「7」積算方法採択作業等の項目別対象表)による) 2 (伐倒、除根、除草等に要する費用(備用地造成工事) 3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用 (1) コンクリート補修工事に係る設計図書(補修範囲の確認等)に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用 (2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用 5 その他、工事施工に必要な準備等に要する費用	準備費	1 特記仕様書、設計図書等により条件明示される費用 (1) 鉄道、常備関係施設等に接続した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 下掘工事、海岸工事において、危険区域等で工事を行う場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運航に要する費用 5 ダム工事における岩石崩落時に必要な監視監視のための費用 6 その他、工事施工に必要な安全対策等に要する費用 7 防塵作業の予防に要する費用のうち、呼吸用保護具等の費用及び飛散防止対策の費用	安全費	1 現場作業場、材料置場等の土地借上げに要する費用(宮籍に係る用地は除く) 2 電力、用水等の基本料金 3 電力設備用工事費負担金	役務費	1 特別な品質管理等に要する費用 (1) 管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (2) 土質試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用 (3) コンクリート補修工事における品質管理試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用 2 現場条件等により横上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器(鉄筋検査器等)に要する費用 (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用 3 振動調査及び経路費動向調査に要する費用 4 共通仕様書の品質管理基準に記載されていない試験及び基準に規定する回数以上の試験を仕様書等で指示した場合に要する費用 5 IOT 検査機に要する以下の費用 (1) 保守点検 (2) システム初期費 (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 6 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用	技術管理費	1 火災車等及び特に必要とされる監督員詰所の音響設置・撤去、維持・補修、土地の借上げに要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事を除く) 2 海上輸送等での労働者の輸送に要する費用 3 その他、工事施工に必要な音響等に要する費用	宮籍費
率に別途加算できる項目	項目															
1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 2 仮設料等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、たてはり簡易土留、鉄線板等)の運搬に要する費用 3 下掘工事、海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用(運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む) 5 建設機械器具、仮設材及び重建設機械の輸送における自動車積送使用料に要する費用(運搬中の本体賃料・損料を含む) 6 その他、工事施工に必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	運搬費															
1 (伐倒、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用(率に別途加算する項目については「建設工事積算基準第1編第9章②間接工事費」共通仮設費「3」準備費「7」積算方法採択作業等の項目別対象表)による) 2 (伐倒、除根、除草等に要する費用(備用地造成工事) 3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用 (1) コンクリート補修工事に係る設計図書(補修範囲の確認等)に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用 (2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用 5 その他、工事施工に必要な準備等に要する費用	準備費															
1 特記仕様書、設計図書等により条件明示される費用 (1) 鉄道、常備関係施設等に接続した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 下掘工事、海岸工事において、危険区域等で工事を行う場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運航に要する費用 5 ダム工事における岩石崩落時に必要な監視監視のための費用 6 その他、工事施工に必要な安全対策等に要する費用 7 防塵作業の予防に要する費用のうち、呼吸用保護具等の費用及び飛散防止対策の費用	安全費															
1 現場作業場、材料置場等の土地借上げに要する費用(宮籍に係る用地は除く) 2 電力、用水等の基本料金 3 電力設備用工事費負担金	役務費															
1 特別な品質管理等に要する費用 (1) 管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (2) 土質試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用 (3) コンクリート補修工事における品質管理試験(共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験)に要する費用 2 現場条件等により横上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器(鉄筋検査器等)に要する費用 (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用 3 振動調査及び経路費動向調査に要する費用 4 共通仕様書の品質管理基準に記載されていない試験及び基準に規定する回数以上の試験を仕様書等で指示した場合に要する費用 5 IOT 検査機に要する以下の費用 (1) 保守点検 (2) システム初期費 (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 6 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用	技術管理費															
1 火災車等及び特に必要とされる監督員詰所の音響設置・撤去、維持・補修、土地の借上げに要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事を除く) 2 海上輸送等での労働者の輸送に要する費用 3 その他、工事施工に必要な音響等に要する費用	宮籍費															

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年3月30日

ページ	改定前（令和4年3月31日まで適用）	改定後（令和4年4月1日以降適用）								
<p>13-83 第13編 農業農村整備 第1章 施設機械及び電気通信設備 [2] 独自基準 一般管理費等</p>	<p style="text-align: center;">第16章 施設機械及び電気通信設備</p> <p>[1] 適用基準</p> <p>① 施設機械及び電気通信設備</p> <p style="text-align: center;">土地改良工事積算基準(施設機械)</p> <p>1. 適用 農業農村整備事業における施設機械及び電気通信設備の工事費の積算にあたっては、この基準を適用する。 なお、この基準に記載のない歩掛等については、「建設工事積算基準第Ⅶ編～第Ⅸ編」等による。</p> <p>[2] 独自基準 なし</p>	<p style="text-align: center;">第16章 施設機械及び電気通信設備</p> <p>[1] 適用基準</p> <p>① 施設機械及び電気通信設備</p> <p style="text-align: center;">土地改良工事積算基準(施設機械)</p> <p>1. 適用 農業農村整備事業における施設機械及び電気通信設備の工事費の積算にあたっては、この基準を適用する。 なお、この基準に記載のない歩掛等については、「建設工事積算基準第Ⅶ編～第Ⅸ編」等による。</p> <p>[2] 独自基準</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(令和4年3月31日まで適用) 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)／第3 施設機械設備工事／3 請負工事費の積算／3-4 一般管理費等</p> <p>(令和4年4月1日以降適用) 表-3-9 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象額</th> <th style="text-align: center;">標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">500万円以下</td> <td style="text-align: center;">26.17%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500万円を超え 30億円以下</td> <td style="text-align: center;"> $G_1 = -1.4357 \text{Log}(C_1) + 35.789$ ただし、G_1: 標準一般管理費等率(%) C_1: 対象額(円) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30億円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">22.18%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) G_1の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> </div>	対象額	標準一般管理費等率	500万円以下	26.17%	500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -1.4357 \text{Log}(C_1) + 35.789$ ただし、 G_1 : 標準一般管理費等率(%) C_1 : 対象額(円)	30億円を超えるもの	22.18%
対象額	標準一般管理費等率									
500万円以下	26.17%									
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -1.4357 \text{Log}(C_1) + 35.789$ ただし、 G_1 : 標準一般管理費等率(%) C_1 : 対象額(円)									
30億円を超えるもの	22.18%									

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年4月22日

ページ	誤	正																																																																																												
<p>VI-2 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価 [2] 独自基準 ①-1 区画線工 【溶剤型 ペイント式（手動式）】</p>	<p>2-2 標準単価の規格・仕様 区画線工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。</p> <p>(令和4年3月31日まで適用)</p> <p style="text-align: center;">表-1 区画線設置（ペイント式・手動式）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>日当たり</th> </tr> <tr> <th>標準施工量</th> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <th>供用区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">溶剤型 (加熱式)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">実線</td> <td style="text-align: center;">15cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">990</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">835</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">破線</td> <td style="text-align: center;">30cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">417</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。</p> <p>(令和4年4月1日以降適用)</p> <p style="text-align: center;">表-1 区画線設置（ペイント式・手動式）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>日当たり</th> </tr> <tr> <th>標準施工量</th> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <th>供用区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">溶剤型 (加熱式)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">実線</td> <td style="text-align: center;">15cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">990</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">831</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">破線</td> <td style="text-align: center;">30cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">415</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。</p>	規格・仕様			単位	日当たり	標準施工量					供用区間	溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990	15cm	m	835	破線	30cm	m	417	規格・仕様			単位	日当たり	標準施工量					供用区間	溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990	15cm	m	831	破線	30cm	m	415	<p>2-2 標準単価の規格・仕様 区画線工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。</p> <p>(令和4年3月31日まで適用)</p> <p style="text-align: center;">表-1 区画線設置（ペイント式・手動式）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>日当たり</th> </tr> <tr> <th>標準施工量</th> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <th>供用区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">溶剤型 (加熱式)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">実線</td> <td style="text-align: center;">15cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">990</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">835</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">破線</td> <td style="text-align: center;">30cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">417</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。</p> <p>(令和4年4月1日以降適用)</p> <p style="text-align: center;">表-1 区画線設置（ペイント式・手動式）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>日当たり</th> </tr> <tr> <th>標準施工量</th> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <th>供用区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">溶剤型 (加熱式)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">実線</td> <td style="text-align: center;">15cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">990</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">831</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">破線</td> <td style="text-align: center;">30cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">475</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。</p>	規格・仕様			単位	日当たり	標準施工量					供用区間	溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990	15cm	m	835	破線	30cm	m	417	規格・仕様			単位	日当たり	標準施工量					供用区間	溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990	15cm	m	831	破線	30cm	m	475
規格・仕様						単位	日当たり																																																																																							
			標準施工量																																																																																											
				供用区間																																																																																										
溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990																																																																																										
		15cm	m	835																																																																																										
	破線	30cm	m	417																																																																																										
規格・仕様			単位	日当たり																																																																																										
				標準施工量																																																																																										
				供用区間																																																																																										
溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990																																																																																										
		15cm	m	831																																																																																										
	破線	30cm	m	415																																																																																										
規格・仕様			単位	日当たり																																																																																										
				標準施工量																																																																																										
				供用区間																																																																																										
溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990																																																																																										
		15cm	m	835																																																																																										
	破線	30cm	m	417																																																																																										
規格・仕様			単位	日当たり																																																																																										
				標準施工量																																																																																										
				供用区間																																																																																										
溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990																																																																																										
		15cm	m	831																																																																																										
	破線	30cm	m	475																																																																																										

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年4月27日

ページ	改定前（令和4年4月30日まで適用）	改定後（令和4年5月1日以降適用）
<p>10-1 第10編 下水道 [2] 独自基準 ② 一般管理費等</p>	<p>① 総則 ＜略＞</p>	<p>① 総則 ＜略＞</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>② 一般管理費等</p> <p>下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場編（機械設備）／II 下水道事業における機械設備請負工事 工事費積算基準の運用／2. 一般管理費等／（2）一般管理費等率／①標準一般管理費等率 （令和4年4月30日まで適用）</p> <p>下水道用設計標準歩掛表による。 （令和4年5月1日以降適用）</p> <p>① 標準一般管理費等率を以下のとおり読み替える。 ① 標準一般管理費等率は、（式-9）による。 $Y = -1.4357 \log X + 35.789$ ……………（式-9） Y：標準一般管理費等率 [%] （算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。） X：工事原価 [円] ただし、上下限の率は次による。 $X \leq 5,000,000$ [円] は $Y = 26.17$ [%] $X > 3,000,000,000$ [円] は $Y = 22.18$ [%]</p> </div>

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年4月27日

ページ	改定前（令和4年4月30日まで適用）	改定後（令和4年5月1日以降適用）
<p>11-1 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-1編 港湾 [2] 独自基準 第1部 港湾土木請負工事積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 2. 共通仮設費</p>	<p>第1章 総則 <略></p> <p>第2章 工事費の積算 1節 直接工事費 <略></p> <p>2節 間接工事費 2. 共通仮設費</p> <p style="text-align: center;">〔記載なし〕</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>2-3 運搬費 運搬費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/②間接工事費/2共通仮設費/2-2運搬費</p> <p>3. 現場管理費 3-1 積算方法等 3-1-1 現場管理費率の補正 1) 施工時期、工事期間等による補正については、適用しない。</p> </div>	<p>2節 間接工事費 2. 共通仮設費</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>2-1 一般事項 2-1-2 積算方法 1) 率計算による部分 (2) 共通仮設費率の補正 ②海上輸送に要する補正 (令和4年4月30日まで適用) 港湾請負工事積算基準 による。</p> </div> <p style="text-align: right; color: red;">→ 11-2へ移動</p>

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年4月27日

ページ	改定前（令和4年4月30日まで適用）	改定後（令和4年5月1日以降適用）									
<p>11-2 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-1編 港湾 [2] 独自基準 第1部 港湾土木請負工事積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 2. 共通仮設費</p>	<p>[記載なし]</p> <p>第3節以降 <略></p>	<p>(令和4年5月1日から適用) 海上作業がある工事については、現場労働者、現場従業員および作業船乗組員等の海上輸送費用として「表-①共通仮設費率」により求めた率に下表の補正係数を乗じるものとする。 なお、海上作業とは現場労働者、現場従業員および作業船乗組員が陸路で直接現場までの移動が困難な場合をいう。 陸上作業と混在する場合の計上の有無の判断基準は海上作業の有無によるものとし、海上作業がある場合は、補正係数を乗じるものとする。 また、現場条件や施工内容により、別途計上できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-3 工種区分別の共通仮設費率補正表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港 湾</td> <td>浚 渫 工 事</td> <td>1.28</td> </tr> <tr> <td>工 事</td> <td>構 造 物 工 事</td> <td>1.68</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 海岸工事（港湾に関わる海岸）について、海上作業がある工事は、別途計上するものとする。</p> <p>③共通仮設費率補正の計算 共通仮設費率＝共通仮設費率(Kr) × 海上輸送に要する補正係数＋施工地域、工事場所による補正値 (小数第3位四捨五入)</p> <p>2-3 運搬費 運搬費については、以下による。 ・建設工事積算基準／第1編／第2章／②間接工事費／2 共通仮設費／2-2 運搬費</p> <p>3. 現場管理費 3-1 積算方法等 3-1-1 現場管理費率の補正 1) 施工時期、工事期間等による補正については、適用しない。</p> <p style="color: red;">11-1から移動←</p>	工種区分		補正係数	港 湾	浚 渫 工 事	1.28	工 事	構 造 物 工 事	1.68
工種区分		補正係数									
港 湾	浚 渫 工 事	1.28									
工 事	構 造 物 工 事	1.68									

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年4月27日

ページ	改定前（令和4年4月30日まで適用）	改定後（令和4年5月1日以降適用）
<p>11-4 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-2編 漁港漁場整備 [2] 独自基準 第1部 漁港漁場関係事業請負工事費積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 2. 共通仮設費</p>	<p>第1章 総則 <略> 第2章 工事費の積算 1節 直接工事費 <略> 2節 間接工事費 2. 共通仮設費</p> <p style="text-align: center;">〔記載なし〕</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>2-3 運搬費 運搬費については、以下による。 ・建設工事積算基準／第1編／第2章／②間接工事費／2共通仮設費／2-2運搬費</p> </div>	<p>2節 間接工事費 2. 共通仮設費 2-1 一般事項 2-1-2 積算方法 1) 率計算による部分 (2) 共通仮設費率の補正</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>11-5へ移動</p> </div>

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年4月27日

ページ	改定前（令和4年4月30日まで適用）	改定後（令和4年5月1日以降適用）								
<p>11-5 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-2編 漁港漁場整備 [2] 独自基準 第1部 漁港漁場関係事業請負工事費積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 2. 共通仮設費</p>	<p>[記載なし]</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>②海上輸送に要する補正 (令和4年4月30日まで適用) 漁港漁場関係工事積算基準 による。 (令和4年5月1日から適用) 海上作業がある工事については、現場労働者、現場従業員および作業船乗組員等の海上輸送費用として「表①共通仮設費率」により求めた率に下表の補正係数を乗じるものとする。 なお、海上作業とは現場労働者、現場従業員および作業船乗組員が陸路で直接現場までの移動が困難な場合をいう。 陸上作業と混在する場合の計上の有無の判断基準は海上作業の有無によるものとし、海上作業がある場合は、補正係数を乗じるものとする。 また、現場条件や施工内容により、別途計上できるものとする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>表-3 工種区分別の共通仮設費率補正表</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">港湾 工事</td> <td>浚渫工事</td> <td>1.28</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>1.68</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>注) 海岸工事（港湾に関わる海岸）について、海上作業がある工事は、別途計上するものとする。</p> <p>③共通仮設費率補正の計算 共通仮設費率＝共通仮設費率(K1) × 海上輸送に要する補正係数＋施工地域、工事場所による補正值 (小数第3位四捨五入)</p> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>2-3 運搬費 運搬費については、以下による。 ・建設工事積算基準/第1編/第2章/②間接工事費/2 共通仮設費/2-2 運搬費</p> </div>	工種区分		補正係数	港湾 工事	浚渫工事	1.28	構造物工事	1.68
工種区分		補正係数								
港湾 工事	浚渫工事	1.28								
	構造物工事	1.68								
	<p>3. 現場管理費 3-1 積算方法等 3-1-1 現場管理費率の補正 1) 施工時期、工事期間等による補正については、適用しない</p> <p>第3節以降 <略></p>	<p style="color: red; font-weight: bold;">11-4から移動 ←</p>								

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）																																																												
<p>13-5(1) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表1 工種区分</p>	<p>別表1 工種区分（令和4年4月1日以降適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備工事</td> <td>農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>農用地造成工事</td> <td>農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>水路トンネル工事</td> <td>新設・改修(支保工、矢板を再建する作業)及びこれに附帯する構築物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td>水路工事</td> <td>用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フレーム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構築物工事</td> </tr> <tr> <td>排水路工事</td> <td>排水路の工事で樋割、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路(排水路に類似する工事</td> </tr> <tr> <td>河川工事</td> <td>河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</td> </tr> <tr> <td>管水路工事</td> <td>既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> <tr> <td>管更正工事</td> <td>管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事</td> </tr> <tr> <td>畑かん施設工事</td> <td>樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構築物工事</td> </tr> <tr> <td>干拓工事</td> <td>ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門上、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門上、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事 コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td>表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	ほ場整備工事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事	農用地造成工事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事	舗装工事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事	道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	水路トンネル工事	新設・改修(支保工、矢板を再建する作業)及びこれに附帯する構築物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。	水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フレーム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構築物工事	排水路工事	排水路の工事で樋割、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路(排水路に類似する工事	河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。	管水路工事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。	管更正工事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事	畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構築物工事	干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)	海岸工事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門上、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門上、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事 コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事	コンクリート補修工事	表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。	<p>別表1 工種区分（令和4年4月1日から令和4年5月31日まで適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備工事</td> <td>農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>農用地造成工事</td> <td>農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>水路トンネル工事</td> <td>新設・改修(支保工、矢板を再建する作業)及びこれに附帯する構築物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td>水路工事</td> <td>用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フレーム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構築物工事</td> </tr> <tr> <td>排水路工事</td> <td>排水路の工事で樋割、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事</td> </tr> <tr> <td>河川工事</td> <td>河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</td> </tr> <tr> <td>管水路工事</td> <td>既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> <tr> <td>管更正工事</td> <td>管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事</td> </tr> <tr> <td>畑かん施設工事</td> <td>樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構築物工事</td> </tr> <tr> <td>干拓工事</td> <td>ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門上、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門上、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事 コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td>表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	ほ場整備工事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事	農用地造成工事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事	舗装工事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事	道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	水路トンネル工事	新設・改修(支保工、矢板を再建する作業)及びこれに附帯する構築物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。	水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フレーム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構築物工事	排水路工事	排水路の工事で樋割、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事	河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。	管水路工事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。	管更正工事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事	畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構築物工事	干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)	海岸工事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門上、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門上、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事 コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事	コンクリート補修工事	表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。
工種区分	工 種 内 容																																																													
ほ場整備工事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事																																																													
農用地造成工事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事																																																													
舗装工事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事																																																													
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																																													
水路トンネル工事	新設・改修(支保工、矢板を再建する作業)及びこれに附帯する構築物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。																																																													
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フレーム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構築物工事																																																													
排水路工事	排水路の工事で樋割、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路(排水路に類似する工事																																																													
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。																																																													
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。																																																													
管更正工事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事																																																													
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構築物工事																																																													
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)																																																													
海岸工事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門上、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門上、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事 コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事																																																													
コンクリート補修工事	表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。																																																													
工種区分	工 種 内 容																																																													
ほ場整備工事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事																																																													
農用地造成工事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事																																																													
舗装工事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事																																																													
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																																													
水路トンネル工事	新設・改修(支保工、矢板を再建する作業)及びこれに附帯する構築物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。																																																													
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フレーム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構築物工事																																																													
排水路工事	排水路の工事で樋割、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事																																																													
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。																																																													
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。																																																													
管更正工事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事																																																													
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構築物工事																																																													
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)																																																													
海岸工事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門上、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門上、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事 コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事																																																													
コンクリート補修工事	表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。																																																													

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）																														
<p>13-5(3) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表1 工種区分</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p>別表1 工種区分（令和4年6月1日以降適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ 場 整 備 工 事</td> <td>農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>農 用 地 造 成 工 事</td> <td>農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事</td> </tr> <tr> <td>舗 装 工 事</td> <td>舗装の新設及び修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバレイ工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道 路 改 良 工 事</td> <td>道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、隅(管)築工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>水 路 ト ン ネル 工 事</td> <td>新設・改修(矢板を再建込する作業)及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td>水 路 工 事</td> <td>用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フローム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>排 水 路 工 事</td> <td>排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵架、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事</td> </tr> <tr> <td>河 川 工 事</td> <td>河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</td> </tr> <tr> <td>管 水 路 工 事</td> <td>既設管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、細かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> <tr> <td>管 更 正 工 事</td> <td>管水路に関する工事において、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事</td> </tr> <tr> <td>細 かん 施 設 工 事</td> <td>樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td>干 拓 工 事</td> <td>ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>海 岸 工 事</td> <td>海岸工事において、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(潮)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(潮)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td>コンクリートの補修工事において、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、日地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事	農 用 地 造 成 工 事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事	舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバレイ工及びこれらに類する工事	道 路 改 良 工 事	道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、隅(管)築工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	水 路 ト ン ネル 工 事	新設・改修(矢板を再建込する作業)及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。	水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フローム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事	排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵架、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事	河 川 工 事	河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。	管 水 路 工 事	既設管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、細かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。	管 更 正 工 事	管水路に関する工事において、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事	細 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事	干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)	海 岸 工 事	海岸工事において、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(潮)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(潮)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事において、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、日地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。
工種区分	工 種 内 容																															
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事																															
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事																															
舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバレイ工及びこれらに類する工事																															
道 路 改 良 工 事	道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、隅(管)築工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																															
水 路 ト ン ネル 工 事	新設・改修(矢板を再建込する作業)及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。																															
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事(サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フローム等)を含む。)でこれと同時に施工される附帯構造物工事																															
排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵架、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事																															
河 川 工 事	河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。																															
管 水 路 工 事	既設管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、細かん施設工事、管更正工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。																															
管 更 正 工 事	管水路に関する工事において、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事																															
細 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事																															
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)																															
海 岸 工 事	海岸工事において、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(潮)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(潮)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																															
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事において、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、日地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。																															

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）																								
<p>13-5(4) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表1 工種区分</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工 種 区 分</th> <th style="width: 85%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>た め 池 工 事</td> <td>ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設上等）に類する工事を主体とする工事は除く</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 土 木 工 事 (1)</td> <td>コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 土 木 工 事 (2)</td> <td>他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池、法面工</td> </tr> <tr> <td>フ ィ ル タ ム 工 事</td> <td>フ ィ ル タ イ プ で 本 体 を 主 体 と す る 工 事</td> </tr> <tr> <td>コ ン ク リ ー ト ダ ム 工 事</td> <td>コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>河 川 ・ 道 路 構 造 物 工 事</td> <td>1.コンクリート橋上部・PC 橋上部(プレキャストセグメントを除く工場製架桁の場合)工事、 橋梁の床版工のみの工事 2.床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>P C 橋 工 事</td> <td>1.工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁を除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造の PC 橋工事</td> </tr> <tr> <td>鋼 橋 架 設 工 事</td> <td>鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、 スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、 樋門、樋管、排水機場等)、床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部 工 (鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工 (鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>公 園 工 事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池 工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>ト ン ネ ル 工 事</td> <td>トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始 後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td>橋 梁 保 全 工 事</td> <td>橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の 修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)</td> </tr> </tbody> </table>	工 種 区 分	工 種 内 容	た め 池 工 事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設上等）に類する工事を主体とする工事は除く	そ の 他 土 木 工 事 (1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	そ の 他 土 木 工 事 (2)	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池、法面工	フ ィ ル タ ム 工 事	フ ィ ル タ イ プ で 本 体 を 主 体 と す る 工 事	コ ン ク リ ー ト ダ ム 工 事	コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)	河 川 ・ 道 路 構 造 物 工 事	1.コンクリート橋上部・PC 橋上部(プレキャストセグメントを除く工場製架桁の場合)工事、 橋梁の床版工のみの工事 2.床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	P C 橋 工 事	1.工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁を除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造の PC 橋工事	鋼 橋 架 設 工 事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、 スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、 樋門、樋管、排水機場等)、床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部 工 (鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工 (鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	公 園 工 事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池 工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	ト ン ネ ル 工 事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始 後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	橋 梁 保 全 工 事	橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の 修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)
工 種 区 分	工 種 内 容																									
た め 池 工 事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設上等）に類する工事を主体とする工事は除く																									
そ の 他 土 木 工 事 (1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																									
そ の 他 土 木 工 事 (2)	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池、法面工																									
フ ィ ル タ ム 工 事	フ ィ ル タ イ プ で 本 体 を 主 体 と す る 工 事																									
コ ン ク リ ー ト ダ ム 工 事	コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)																									
河 川 ・ 道 路 構 造 物 工 事	1.コンクリート橋上部・PC 橋上部(プレキャストセグメントを除く工場製架桁の場合)工事、 橋梁の床版工のみの工事 2.床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																									
P C 橋 工 事	1.工事現場における PC 桁の製作(工場製作桁を除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造の PC 橋工事																									
鋼 橋 架 設 工 事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、 スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、 樋門、樋管、排水機場等)、床版工 (RC 構造及びプレキャスト PC 構造を除く)、橋梁下部 工 (鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工 (鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																									
公 園 工 事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池 工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																									
ト ン ネ ル 工 事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始 後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																									
橋 梁 保 全 工 事	橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の 修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)																									

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>13-8 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表3 共通仮設費率</p>	<p>別表3 共通仮設費率</p> <p>1- (1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 下記の率とする</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>13.28%</td><td>117.0</td><td>-0.1459</td><td>5.69%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>15.63%</td><td>142.9</td><td>-0.1484</td><td>6.60%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>22.74%</td><td>518.8</td><td>-0.2097</td><td>6.73%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>12.45%</td><td>91.3</td><td>-0.1336</td><td>5.73%</td></tr> <tr><td>排水路工事</td><td>13.22%</td><td>104.0</td><td>-0.1383</td><td>5.92%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>13.78%</td><td>151.6</td><td>-0.1608</td><td>5.41%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>13.17%</td><td>62.5</td><td>-0.1044</td><td>7.18%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>12.01%</td><td>119.4</td><td>-0.1540</td><td>4.91%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>18.70%</td><td>349.9</td><td>-0.1964</td><td>5.98%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>15.77%</td><td>124.8</td><td>-0.1387</td><td>7.05%</td></tr> </tbody> </table> <p>1- (2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>12.53%</td><td>238.6</td><td>-0.1888</td><td>4.77%</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08%</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24%</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>12.78%</td><td>57.0</td><td>-0.0958</td><td>7.83%</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>17.09%</td><td>435.1</td><td>-0.2074</td><td>5.92%</td></tr> <tr><td>管更正工事</td><td>10.24%</td><td>330.0</td><td>-0.2225</td><td>3.28%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>20.77%</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>38.36%</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06%</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>27.04%</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80%</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62%</td></tr> </tbody> </table> <p>1- (3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td>13.28%</td><td>552.0</td><td>-0.2388</td><td>3.32%</td></tr> </tbody> </table> <p>1- (4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 下記の率とする</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td>28.71%</td><td>4,164.9</td><td>0.3088</td><td>5.59%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする	300万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%	農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%	水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%	水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%	排水路工事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%	管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%	畑かん施設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%	コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%	その他土木工事(1)	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%	その他土木工事(2)	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	河川工事	12.53%	238.6	-0.1888	4.77%	海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%	道路改良工事	12.78%	57.0	-0.0958	7.83%	舗装工事	17.09%	435.1	-0.2074	5.92%	管更正工事	10.24%	330.0	-0.2225	3.28%	河川・道路構造物工事	20.77%	1,228.3	-0.2614	5.45%	鋼橋架設工事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%	PC橋工事	27.04%	1,636.8	-0.2629	7.05%	公園工事	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	干拓工事	13.28%	552.0	-0.2388	3.32%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	トンネル工事	28.71%	4,164.9	0.3088	5.59%	<p>別表3 共通仮設費率（令和4年5月31日まで適用）</p> <p>1- (1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 下記の率とする</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>13.28%</td><td>117.0</td><td>-0.1459</td><td>5.69%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>15.63%</td><td>142.9</td><td>-0.1484</td><td>6.60%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>22.74%</td><td>518.8</td><td>-0.2097</td><td>6.73%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>12.45%</td><td>91.3</td><td>-0.1336</td><td>5.73%</td></tr> <tr><td>排水路工事</td><td>13.22%</td><td>104.0</td><td>-0.1383</td><td>5.92%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>13.78%</td><td>151.6</td><td>-0.1608</td><td>5.41%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>13.17%</td><td>62.5</td><td>-0.1044</td><td>7.18%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>12.01%</td><td>119.4</td><td>-0.1540</td><td>4.91%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>18.70%</td><td>349.9</td><td>-0.1964</td><td>5.98%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>15.77%</td><td>124.8</td><td>-0.1387</td><td>7.05%</td></tr> </tbody> </table> <p>1- (2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>12.53%</td><td>238.6</td><td>-0.1888</td><td>4.77%</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08%</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24%</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>12.78%</td><td>57.0</td><td>-0.0958</td><td>7.83%</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>17.09%</td><td>435.1</td><td>-0.2074</td><td>5.92%</td></tr> <tr><td>管更正工事</td><td>10.24%</td><td>330.0</td><td>-0.2225</td><td>3.28%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>20.77%</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>38.36%</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06%</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>27.04%</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80%</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62%</td></tr> </tbody> </table> <p>1- (3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td>13.28%</td><td>552.0</td><td>-0.2388</td><td>3.32%</td></tr> </tbody> </table> <p>1- (4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 下記の率とする</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td>28.71%</td><td>4,164.9</td><td>-0.3088</td><td>5.59%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする	300万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%	農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%	水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%	水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%	排水路工事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%	管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%	畑かん施設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%	コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%	その他土木工事(1)	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%	その他土木工事(2)	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	河川工事	12.53%	238.6	-0.1888	4.77%	海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%	道路改良工事	12.78%	57.0	-0.0958	7.83%	舗装工事	17.09%	435.1	-0.2074	5.92%	管更正工事	10.24%	330.0	-0.2225	3.28%	河川・道路構造物工事	20.77%	1,228.3	-0.2614	5.45%	鋼橋架設工事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%	PC橋工事	27.04%	1,636.8	-0.2629	7.05%	公園工事	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	干拓工事	13.28%	552.0	-0.2388	3.32%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	トンネル工事	28.71%	4,164.9	-0.3088	5.59%
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする			300万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																					
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																									
ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%																																																																																																																																																																																																																																																																								
農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%																																																																																																																																																																																																																																																																								
水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%																																																																																																																																																																																																																																																																								
水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%																																																																																																																																																																																																																																																																								
排水路工事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%																																																																																																																																																																																																																																																																								
管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%																																																																																																																																																																																																																																																																								
畑かん施設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%																																																																																																																																																																																																																																																																								
コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%																																																																																																																																																																																																																																																																								
その他土木工事(1)	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%																																																																																																																																																																																																																																																																								
その他土木工事(2)	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%																																																																																																																																																																																																																																																																								
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																								
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																									
河川工事	12.53%	238.6	-0.1888	4.77%																																																																																																																																																																																																																																																																								
海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%																																																																																																																																																																																																																																																																								
道路改良工事	12.78%	57.0	-0.0958	7.83%																																																																																																																																																																																																																																																																								
舗装工事	17.09%	435.1	-0.2074	5.92%																																																																																																																																																																																																																																																																								
管更正工事	10.24%	330.0	-0.2225	3.28%																																																																																																																																																																																																																																																																								
河川・道路構造物工事	20.77%	1,228.3	-0.2614	5.45%																																																																																																																																																																																																																																																																								
鋼橋架設工事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%																																																																																																																																																																																																																																																																								
PC橋工事	27.04%	1,636.8	-0.2629	7.05%																																																																																																																																																																																																																																																																								
公園工事	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%																																																																																																																																																																																																																																																																								
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																								
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																									
干拓工事	13.28%	552.0	-0.2388	3.32%																																																																																																																																																																																																																																																																								
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																								
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																									
トンネル工事	28.71%	4,164.9	0.3088	5.59%																																																																																																																																																																																																																																																																								
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする	300万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																								
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																									
ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%																																																																																																																																																																																																																																																																								
農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%																																																																																																																																																																																																																																																																								
水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%																																																																																																																																																																																																																																																																								
水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%																																																																																																																																																																																																																																																																								
排水路工事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%																																																																																																																																																																																																																																																																								
管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%																																																																																																																																																																																																																																																																								
畑かん施設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%																																																																																																																																																																																																																																																																								
コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%																																																																																																																																																																																																																																																																								
その他土木工事(1)	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%																																																																																																																																																																																																																																																																								
その他土木工事(2)	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%																																																																																																																																																																																																																																																																								
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																								
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																									
河川工事	12.53%	238.6	-0.1888	4.77%																																																																																																																																																																																																																																																																								
海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%																																																																																																																																																																																																																																																																								
道路改良工事	12.78%	57.0	-0.0958	7.83%																																																																																																																																																																																																																																																																								
舗装工事	17.09%	435.1	-0.2074	5.92%																																																																																																																																																																																																																																																																								
管更正工事	10.24%	330.0	-0.2225	3.28%																																																																																																																																																																																																																																																																								
河川・道路構造物工事	20.77%	1,228.3	-0.2614	5.45%																																																																																																																																																																																																																																																																								
鋼橋架設工事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%																																																																																																																																																																																																																																																																								
PC橋工事	27.04%	1,636.8	-0.2629	7.05%																																																																																																																																																																																																																																																																								
公園工事	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%																																																																																																																																																																																																																																																																								
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																								
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																									
干拓工事	13.28%	552.0	-0.2388	3.32%																																																																																																																																																																																																																																																																								
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																								
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																									
トンネル工事	28.71%	4,164.9	-0.3088	5.59%																																																																																																																																																																																																																																																																								

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）																																																																																																																																																		
<p>13-9(1) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表3 共通仮設費率</p>	<p>(記載なし)</p>	<p>別表3 共通仮設費率（令和4年6月1日以降適用）</p> <p>1- (1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率と する</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>13.28%</td><td>117.0</td><td>-0.1459</td><td>5.69%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>15.63%</td><td>142.9</td><td>-0.1484</td><td>6.60%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>22.74%</td><td>518.8</td><td>-0.2097</td><td>6.73%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>12.45%</td><td>91.3</td><td>-0.1336</td><td>5.73%</td></tr> <tr><td>排水路工事</td><td>13.22%</td><td>104.0</td><td>-0.1383</td><td>5.92%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>13.78%</td><td>151.6</td><td>-0.1608</td><td>5.41%</td></tr> <tr><td>かん設工事</td><td>13.17%</td><td>62.5</td><td>-0.1044</td><td>7.18%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>12.01%</td><td>119.4</td><td>-0.1540</td><td>4.91%</td></tr> <tr><td>ため池工事</td><td>14.20%</td><td>41.3</td><td>-0.0716</td><td>9.37%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>18.70%</td><td>349.9</td><td>-0.1964</td><td>5.98%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>15.77%</td><td>124.8</td><td>-0.1387</td><td>7.05%</td></tr> </tbody> </table> <p>1- (2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率と する</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>19.53%</td><td>238.6</td><td>-0.1888</td><td>4.77%</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08%</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24%</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>12.78%</td><td>57.0</td><td>-0.0958</td><td>7.83%</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>17.09%</td><td>435.1</td><td>-0.2074</td><td>5.92%</td></tr> <tr><td>管更正工事</td><td>10.24%</td><td>330.0</td><td>-0.2225</td><td>3.28%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>20.77%</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>38.36%</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06%</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>27.04%</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80%</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62%</td></tr> </tbody> </table> <p>1- (3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率と する</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td>13.28%</td><td>552.0</td><td>-0.2388</td><td>3.32%</td></tr> </tbody> </table> <p>1- (4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率と する</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td>28.71%</td><td>4,164.9</td><td>-0.3088</td><td>5.59%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率と する	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%	農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%	水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%	水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%	排水路工事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%	管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%	かん設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%	コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%	ため池工事	14.20%	41.3	-0.0716	9.37%	その他土木工事(1)	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%	その他土木工事(2)	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率と する	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	河川工事	19.53%	238.6	-0.1888	4.77%	海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%	道路改良工事	12.78%	57.0	-0.0958	7.83%	舗装工事	17.09%	435.1	-0.2074	5.92%	管更正工事	10.24%	330.0	-0.2225	3.28%	河川・道路構造物工事	20.77%	1,228.3	-0.2614	5.45%	鋼橋架設工事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%	PC橋工事	27.04%	1,636.8	-0.2629	7.05%	公園工事	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率と する	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	干拓工事	13.28%	552.0	-0.2388	3.32%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率と する	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	トンネル工事	28.71%	4,164.9	-0.3088	5.59%
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率と する	300万円を超え10億円以下			10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																															
		2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																		
		a	b																																																																																																																																																	
ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%																																																																																																																																																
農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%																																																																																																																																																
水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%																																																																																																																																																
水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%																																																																																																																																																
排水路工事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%																																																																																																																																																
管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%																																																																																																																																																
かん設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%																																																																																																																																																
コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%																																																																																																																																																
ため池工事	14.20%	41.3	-0.0716	9.37%																																																																																																																																																
その他土木工事(1)	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%																																																																																																																																																
その他土木工事(2)	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%																																																																																																																																																
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率と する	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																
		2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																		
		a	b																																																																																																																																																	
河川工事	19.53%	238.6	-0.1888	4.77%																																																																																																																																																
海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%																																																																																																																																																
道路改良工事	12.78%	57.0	-0.0958	7.83%																																																																																																																																																
舗装工事	17.09%	435.1	-0.2074	5.92%																																																																																																																																																
管更正工事	10.24%	330.0	-0.2225	3.28%																																																																																																																																																
河川・道路構造物工事	20.77%	1,228.3	-0.2614	5.45%																																																																																																																																																
鋼橋架設工事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%																																																																																																																																																
PC橋工事	27.04%	1,636.8	-0.2629	7.05%																																																																																																																																																
公園工事	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%																																																																																																																																																
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率と する	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																
		2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																		
		a	b																																																																																																																																																	
干拓工事	13.28%	552.0	-0.2388	3.32%																																																																																																																																																
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率と する	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																
		2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																		
		a	b																																																																																																																																																	
トンネル工事	28.71%	4,164.9	-0.3088	5.59%																																																																																																																																																

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）																																																			
<p>13-9(2) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表3 共通仮設費率</p>	<p>[記載なし]</p>	<table border="1" style="border: 2px solid red;"> <thead> <tr> <th colspan="5" data-bbox="1296 347 1346 363">1- (5)</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1350 363 1473 384">対象金額</th> <th data-bbox="1478 363 1601 384">3億円以下</th> <th colspan="2" data-bbox="1606 363 1854 384">3億円を超え50億円以下</th> <th data-bbox="1859 363 2022 384">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1350 387 1473 408">適用区分</th> <th data-bbox="1478 387 1601 440" rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2" data-bbox="1606 387 1854 440">2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th data-bbox="1859 387 2022 440" rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1350 443 1473 464">工種区分</th> <th data-bbox="1606 443 1729 464">a</th> <th data-bbox="1733 443 1854 464">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 467 1473 488">フィルターダム工事</td> <td data-bbox="1478 467 1601 488">7.57%</td> <td data-bbox="1606 467 1729 488">43.7</td> <td data-bbox="1733 467 1854 488">-0.0898</td> <td data-bbox="1859 467 2022 488">5.88%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 491 1473 512">コンクリートダム工事</td> <td data-bbox="1478 491 1601 512">13.77%</td> <td data-bbox="1606 491 1729 512">3,064.8</td> <td data-bbox="1733 491 1854 512">-0.2769</td> <td data-bbox="1859 491 2022 512">6.32%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="border: 2px solid red;"> <thead> <tr> <th colspan="5" data-bbox="1296 528 1346 544">1- (6)</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1350 547 1473 568">対象金額</th> <th data-bbox="1478 547 1601 568">600万円以下</th> <th colspan="2" data-bbox="1606 547 1854 568">600万円を超え3億円以下</th> <th data-bbox="1859 547 2022 568">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1350 571 1473 592">適用区分</th> <th data-bbox="1478 571 1601 624" rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2" data-bbox="1606 571 1854 624">2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th data-bbox="1859 571 2022 624" rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1350 627 1473 647">工種区分</th> <th data-bbox="1606 627 1729 647">a</th> <th data-bbox="1733 627 1854 647">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 651 1473 671">橋梁保全工事</td> <td data-bbox="1478 651 1601 671">27.32%</td> <td data-bbox="1606 651 1729 671">7,050.2</td> <td data-bbox="1733 651 1854 671">-0.3558</td> <td data-bbox="1859 651 2022 671">6.79%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1296 703 1509 719">2. 算定式は次によるものとする。</p> <p data-bbox="1296 722 1384 738">$Y = a \cdot X^b$</p> <p data-bbox="1296 742 1503 758">ただし、Y：共通仮設費率(%)</p> <p data-bbox="1296 761 1480 777">X：対象金額(円)</p> <p data-bbox="1296 780 1442 796">a、b：変数値</p> <p data-bbox="1296 799 1727 815">(注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	1- (5)					対象金額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	工種区分	a	b	フィルターダム工事	7.57%	43.7	-0.0898	5.88%	コンクリートダム工事	13.77%	3,064.8	-0.2769	6.32%	1- (6)					対象金額	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	工種区分	a	b	橋梁保全工事	27.32%	7,050.2	-0.3558	6.79%
1- (5)																																																					
対象金額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																	
適用区分	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																	
工種区分		a	b																																																		
フィルターダム工事	7.57%	43.7	-0.0898	5.88%																																																	
コンクリートダム工事	13.77%	3,064.8	-0.2769	6.32%																																																	
1- (6)																																																					
対象金額	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																	
適用区分	下記の率とする	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																	
工種区分		a	b																																																		
橋梁保全工事	27.32%	7,050.2	-0.3558	6.79%																																																	

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>13-13 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表5 現場管理費率</p>	<p>2)-3 現場管理費率の補正</p> <p>1) 施工地域、施工場所を考慮した現場管理費率の補正については、別表6の補正係数を乗じるものとする。ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。 なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>2) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、別表6に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。</p> <p>別表5 現場管理費率 (1) -a</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th colspan="2">対象金額</th> <th colspan="2">適用区分</th> </tr> <tr> <th>300万円以下</th> <th>300万円を超え10億円以下</th> <th colspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分</th> <th colspan="2">適用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> <tr> <td>は 場 整 備 工 事</td> <td>42.87%</td> <td>244.0</td> <td>-0.1166</td> <td>21.78%</td> </tr> <tr> <td>農 用 地 造 成 工 事</td> <td>31.97%</td> <td>56.6</td> <td>-0.0383</td> <td>25.59%</td> </tr> <tr> <td>水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td>34.24%</td> <td>78.7</td> <td>-0.0558</td> <td>24.76%</td> </tr> <tr> <td>水 路 工 事</td> <td>45.31%</td> <td>582.2</td> <td>-0.1712</td> <td>16.76%</td> </tr> <tr> <td>排 水 路 工 事</td> <td>32.28%</td> <td>112.8</td> <td>0.0839</td> <td>19.82%</td> </tr> <tr> <td>管 水 路 工 事</td> <td>29.07%</td> <td>84.7</td> <td>-0.0717</td> <td>19.17%</td> </tr> <tr> <td>畑 かん 施 設 工 事</td> <td>34.22%</td> <td>169.3</td> <td>-0.1072</td> <td>18.36%</td> </tr> <tr> <td>コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事</td> <td>37.15%</td> <td>192.2</td> <td>-0.1102</td> <td>19.59%</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 土 木 工 事 (1)</td> <td>39.81%</td> <td>217.0</td> <td>-0.1137</td> <td>20.57%</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 土 木 工 事 (2)</td> <td>36.51%</td> <td>107.0</td> <td>-0.0721</td> <td>24.02%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) -b</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th colspan="2">対象金額</th> <th colspan="2">適用区分</th> </tr> <tr> <th>700万円以下</th> <th>700万円を超え10億円以下</th> <th colspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分</th> <th colspan="2">適用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> <tr> <td>河 川 工 事</td> <td>43.43%</td> <td>1276.7</td> <td>-0.2145</td> <td>14.98%</td> </tr> <tr> <td>海 岸 工 事</td> <td>27.79%</td> <td>113.9</td> <td>-0.0895</td> <td>17.82%</td> </tr> <tr> <td>道 路 改 良 工 事</td> <td>33.69%</td> <td>87.0</td> <td>-0.0602</td> <td>24.99%</td> </tr> <tr> <td>舗 装 工 事</td> <td>40.38%</td> <td>668.7</td> <td>-0.1781</td> <td>16.69%</td> </tr> <tr> <td>管 更 正 工 事</td> <td>35.05%</td> <td>204.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.11%</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>42.54%</td> <td>458.2</td> <td>-0.1508</td> <td>20.13%</td> </tr> <tr> <td>鋼 橋 架 設 工 事</td> <td>48.24%</td> <td>303.1</td> <td>-0.1166</td> <td>27.05%</td> </tr> <tr> <td>P C 橋 工 事</td> <td>30.78%</td> <td>120.9</td> <td>-0.0868</td> <td>20.01%</td> </tr> <tr> <td>公 園 工 事</td> <td>42.63%</td> <td>387.3</td> <td>-0.1400</td> <td>21.28%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) -c</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th colspan="2">対象金額</th> <th colspan="2">適用区分</th> </tr> <tr> <th>700万円以下</th> <th>700万円を超え20億円以下</th> <th colspan="2">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分</th> <th colspan="2">適用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> <tr> <td>干 拓 工 事</td> <td>24.97%</td> <td>141.8</td> <td>-0.1102</td> <td>13.39%</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額		適用区分		300万円以下	300万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの		適用区分		適用区分			下記の率とする。	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			a	b		は 場 整 備 工 事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%	農 用 地 造 成 工 事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%	水 路 ト ン ネ ル 工 事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%	水 路 工 事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%	排 水 路 工 事	32.28%	112.8	0.0839	19.82%	管 水 路 工 事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%	畑 かん 施 設 工 事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%	コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%	そ の 他 土 木 工 事 (1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%	そ の 他 土 木 工 事 (2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%	工種区分	対象金額		適用区分		700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの		適用区分		適用区分			下記の率とする。	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			a	b		河 川 工 事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%	海 岸 工 事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%	道 路 改 良 工 事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%	舗 装 工 事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%	管 更 正 工 事	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%	河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%	鋼 橋 架 設 工 事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%	P C 橋 工 事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%	公 園 工 事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%	工種区分	対象金額		適用区分		700万円以下	700万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの		適用区分		適用区分			下記の率とする。	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			a	b		干 拓 工 事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%	<p>2)-3 現場管理費率の補正</p> <p>1) 施工地域、施工場所を考慮した現場管理費率の補正については、別表6の補正係数を乗じるものとする。ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。 なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>2) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、別表6に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。</p> <p>別表5 現場管理費率（令和4年5月31日まで適用） (1) -a</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th colspan="2">対象金額</th> <th colspan="2">適用区分</th> </tr> <tr> <th>300万円以下</th> <th>300万円を超え10億円以下</th> <th colspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分</th> <th colspan="2">適用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> <tr> <td>は 場 整 備 工 事</td> <td>42.87%</td> <td>244.0</td> <td>0.1100</td> <td>21.78%</td> </tr> <tr> <td>農 用 地 造 成 工 事</td> <td>31.97%</td> <td>56.6</td> <td>-0.0383</td> <td>25.59%</td> </tr> <tr> <td>水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td>34.24%</td> <td>78.7</td> <td>-0.0558</td> <td>24.76%</td> </tr> <tr> <td>水 路 工 事</td> <td>45.31%</td> <td>582.2</td> <td>-0.1712</td> <td>16.76%</td> </tr> <tr> <td>排 水 路 工 事</td> <td>32.28%</td> <td>112.8</td> <td>-0.0839</td> <td>19.82%</td> </tr> <tr> <td>管 水 路 工 事</td> <td>29.07%</td> <td>84.7</td> <td>-0.0717</td> <td>19.17%</td> </tr> <tr> <td>畑 かん 施 設 工 事</td> <td>34.22%</td> <td>169.3</td> <td>-0.1072</td> <td>18.36%</td> </tr> <tr> <td>コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事</td> <td>37.15%</td> <td>192.2</td> <td>-0.1102</td> <td>19.59%</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 土 木 工 事 (1)</td> <td>39.81%</td> <td>217.0</td> <td>-0.1137</td> <td>20.57%</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 土 木 工 事 (2)</td> <td>36.51%</td> <td>107.0</td> <td>-0.0721</td> <td>24.02%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) -b</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th colspan="2">対象金額</th> <th colspan="2">適用区分</th> </tr> <tr> <th>700万円以下</th> <th>700万円を超え10億円以下</th> <th colspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分</th> <th colspan="2">適用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> <tr> <td>河 川 工 事</td> <td>43.43%</td> <td>1276.7</td> <td>-0.2145</td> <td>14.98%</td> </tr> <tr> <td>海 岸 工 事</td> <td>27.79%</td> <td>113.9</td> <td>-0.0895</td> <td>17.82%</td> </tr> <tr> <td>道 路 改 良 工 事</td> <td>33.69%</td> <td>87.0</td> <td>-0.0602</td> <td>24.99%</td> </tr> <tr> <td>舗 装 工 事</td> <td>40.38%</td> <td>668.7</td> <td>-0.1781</td> <td>16.69%</td> </tr> <tr> <td>管 更 正 工 事</td> <td>35.05%</td> <td>204.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.11%</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>42.54%</td> <td>458.2</td> <td>-0.1508</td> <td>20.13%</td> </tr> <tr> <td>鋼 橋 架 設 工 事</td> <td>48.24%</td> <td>303.1</td> <td>-0.1166</td> <td>27.05%</td> </tr> <tr> <td>P C 橋 工 事</td> <td>30.78%</td> <td>120.9</td> <td>-0.0868</td> <td>20.01%</td> </tr> <tr> <td>公 園 工 事</td> <td>42.63%</td> <td>387.3</td> <td>-0.1400</td> <td>21.28%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) -c</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th colspan="2">対象金額</th> <th colspan="2">適用区分</th> </tr> <tr> <th>700万円以下</th> <th>700万円を超え20億円以下</th> <th colspan="2">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分</th> <th colspan="2">適用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> <tr> <td>干 拓 工 事</td> <td>24.97%</td> <td>141.8</td> <td>-0.1102</td> <td>13.39%</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額		適用区分		300万円以下	300万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの		適用区分		適用区分			下記の率とする。	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			a	b		は 場 整 備 工 事	42.87%	244.0	0.1100	21.78%	農 用 地 造 成 工 事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%	水 路 ト ン ネ ル 工 事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%	水 路 工 事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%	排 水 路 工 事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%	管 水 路 工 事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%	畑 かん 施 設 工 事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%	コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%	そ の 他 土 木 工 事 (1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%	そ の 他 土 木 工 事 (2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%	工種区分	対象金額		適用区分		700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの		適用区分		適用区分			下記の率とする。	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			a	b		河 川 工 事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%	海 岸 工 事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%	道 路 改 良 工 事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%	舗 装 工 事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%	管 更 正 工 事	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%	河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%	鋼 橋 架 設 工 事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%	P C 橋 工 事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%	公 園 工 事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%	工種区分	対象金額		適用区分		700万円以下	700万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの		適用区分		適用区分			下記の率とする。	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			a	b		干 拓 工 事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%
工種区分	対象金額		適用区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	300万円以下		300万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	適用区分		適用区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	下記の率とする。	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
は 場 整 備 工 事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
農 用 地 造 成 工 事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
水 路 ト ン ネ ル 工 事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
水 路 工 事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
排 水 路 工 事	32.28%	112.8	0.0839	19.82%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
管 水 路 工 事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
畑 かん 施 設 工 事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
そ の 他 土 木 工 事 (1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
そ の 他 土 木 工 事 (2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
工種区分	対象金額		適用区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	適用区分		適用区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	下記の率とする。	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
河 川 工 事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
海 岸 工 事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
道 路 改 良 工 事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
舗 装 工 事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
管 更 正 工 事	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鋼 橋 架 設 工 事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
P C 橋 工 事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
公 園 工 事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
工種区分	対象金額		適用区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	700万円以下	700万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	適用区分		適用区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	下記の率とする。	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
干 拓 工 事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
工種区分	対象金額		適用区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	300万円以下	300万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	適用区分		適用区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	下記の率とする。	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
は 場 整 備 工 事	42.87%	244.0	0.1100	21.78%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
農 用 地 造 成 工 事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
水 路 ト ン ネ ル 工 事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
水 路 工 事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
排 水 路 工 事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
管 水 路 工 事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
畑 かん 施 設 工 事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
そ の 他 土 木 工 事 (1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
そ の 他 土 木 工 事 (2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
工種区分	対象金額		適用区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	適用区分		適用区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	下記の率とする。	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
河 川 工 事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
海 岸 工 事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
道 路 改 良 工 事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
舗 装 工 事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
管 更 正 工 事	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鋼 橋 架 設 工 事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
P C 橋 工 事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
公 園 工 事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
工種区分	対象金額		適用区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	700万円以下	700万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	適用区分		適用区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	下記の率とする。	②の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
干 拓 工 事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）																																																																																																																																										
<p>13-14(1) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表5 現場管理費率</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p>2) -3 現場管理費率の補正</p> <p>1) 施工地域、施工場所を考慮した現場管理費率の補正については、別表6の補正係数を乗じるものとする。 ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。 なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>2) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、別表6に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。</p> <p>別表5 現場管理費率（令和4年6月1日以降適用）</p> <p>(1) a</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th style="text-align: center;">300万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">300万円を超え10億円以下</th> <th style="text-align: center;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">a</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td style="text-align: right;">42.87%</td><td style="text-align: right;">244.0</td><td style="text-align: right;">-0.1166</td><td style="text-align: right;">21.78%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td style="text-align: right;">31.97%</td><td style="text-align: right;">56.6</td><td style="text-align: right;">-0.0983</td><td style="text-align: right;">25.59%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td style="text-align: right;">34.24%</td><td style="text-align: right;">78.7</td><td style="text-align: right;">-0.0558</td><td style="text-align: right;">24.76%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td style="text-align: right;">45.31%</td><td style="text-align: right;">582.2</td><td style="text-align: right;">-0.1712</td><td style="text-align: right;">16.76%</td></tr> <tr><td>排水路工事</td><td style="text-align: right;">32.28%</td><td style="text-align: right;">112.8</td><td style="text-align: right;">-0.0839</td><td style="text-align: right;">19.82%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td style="text-align: right;">29.07%</td><td style="text-align: right;">84.7</td><td style="text-align: right;">-0.0717</td><td style="text-align: right;">19.17%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td style="text-align: right;">34.22%</td><td style="text-align: right;">169.3</td><td style="text-align: right;">-0.1072</td><td style="text-align: right;">18.36%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td style="text-align: right;">37.15%</td><td style="text-align: right;">192.2</td><td style="text-align: right;">-0.1102</td><td style="text-align: right;">19.59%</td></tr> <tr><td>ため池工事</td><td style="text-align: right;">42.57%</td><td style="text-align: right;">181.7</td><td style="text-align: right;">-0.0973</td><td style="text-align: right;">24.19%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td style="text-align: right;">39.81%</td><td style="text-align: right;">217.0</td><td style="text-align: right;">-0.1137</td><td style="text-align: right;">20.57%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td style="text-align: right;">36.51%</td><td style="text-align: right;">107.0</td><td style="text-align: right;">-0.0721</td><td style="text-align: right;">24.02%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) b</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th style="text-align: center;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">700万円を超え10億円以下</th> <th style="text-align: center;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">a</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td style="text-align: right;">43.43%</td><td style="text-align: right;">1276.7</td><td style="text-align: right;">-0.2145</td><td style="text-align: right;">14.98%</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td style="text-align: right;">27.79%</td><td style="text-align: right;">113.9</td><td style="text-align: right;">-0.0895</td><td style="text-align: right;">17.82%</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td style="text-align: right;">33.69%</td><td style="text-align: right;">87.0</td><td style="text-align: right;">-0.0602</td><td style="text-align: right;">24.99%</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td style="text-align: right;">40.38%</td><td style="text-align: right;">668.7</td><td style="text-align: right;">-0.1781</td><td style="text-align: right;">16.69%</td></tr> <tr><td>管更正工事</td><td style="text-align: right;">35.05%</td><td style="text-align: right;">204.8</td><td style="text-align: right;">-0.1120</td><td style="text-align: right;">20.11%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td style="text-align: right;">42.54%</td><td style="text-align: right;">458.2</td><td style="text-align: right;">-0.1508</td><td style="text-align: right;">20.13%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td style="text-align: right;">48.24%</td><td style="text-align: right;">303.1</td><td style="text-align: right;">-0.1166</td><td style="text-align: right;">27.05%</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td style="text-align: right;">30.78%</td><td style="text-align: right;">120.9</td><td style="text-align: right;">-0.0868</td><td style="text-align: right;">20.01%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td style="text-align: right;">42.63%</td><td style="text-align: right;">387.3</td><td style="text-align: right;">-0.1400</td><td style="text-align: right;">21.28%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) c</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th style="text-align: center;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">700万円を超え20億円以下</th> <th style="text-align: center;">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">a</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td style="text-align: right;">24.97%</td><td style="text-align: right;">141.8</td><td style="text-align: right;">-0.1102</td><td style="text-align: right;">13.39%</td></tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%	農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0983	25.59%	水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%	水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%	排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%	管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%	畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%	コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%	ため池工事	42.57%	181.7	-0.0973	24.19%	その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%	その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%	対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	河川工事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%	海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%	道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%	舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%	管更正工事	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%	河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%	鋼橋架設工事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%	PC橋工事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%	公園工事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%	対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	干拓工事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%
対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																								
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																								
		a	b																																																																																																																																									
ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%																																																																																																																																								
農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0983	25.59%																																																																																																																																								
水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%																																																																																																																																								
水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%																																																																																																																																								
排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%																																																																																																																																								
管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%																																																																																																																																								
畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%																																																																																																																																								
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%																																																																																																																																								
ため池工事	42.57%	181.7	-0.0973	24.19%																																																																																																																																								
その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%																																																																																																																																								
その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%																																																																																																																																								
対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																								
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																								
		a	b																																																																																																																																									
河川工事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%																																																																																																																																								
海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%																																																																																																																																								
道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%																																																																																																																																								
舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%																																																																																																																																								
管更正工事	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%																																																																																																																																								
河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%																																																																																																																																								
鋼橋架設工事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%																																																																																																																																								
PC橋工事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%																																																																																																																																								
公園工事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%																																																																																																																																								
対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																								
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																								
		a	b																																																																																																																																									
干拓工事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%																																																																																																																																								

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）																																																																																
<p>13-14(2) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表5 現場管理費率</p>	<p>[記載なし]</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5" data-bbox="1294 336 2024 357">(1) -d</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1294 360 1473 400">対象金額 適用区分</th> <th data-bbox="1478 360 1603 400">1,000万円以下</th> <th colspan="2" data-bbox="1608 360 1868 400">1,000万円を超え20億円以下</th> <th data-bbox="1872 360 2024 400">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 403 1473 424"></td> <td data-bbox="1478 403 1603 424">下記の率とする。</td> <td colspan="2" data-bbox="1608 403 1868 424">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td data-bbox="1872 403 2024 424">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 427 1473 448">工種区分</td> <td data-bbox="1478 427 1603 448"></td> <td data-bbox="1608 427 1733 448">a</td> <td data-bbox="1738 427 1868 448">b</td> <td data-bbox="1872 427 2024 448"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1294 451 1473 472">トンネル工事</td> <td data-bbox="1478 451 1603 472">44.97%</td> <td data-bbox="1608 451 1733 472">220.0</td> <td data-bbox="1738 451 1868 472">-0.0985</td> <td data-bbox="1872 451 2024 472">26.69%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5" data-bbox="1294 480 2024 501">(1) -e</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1294 504 1473 544">対象金額 適用区分</th> <th data-bbox="1478 504 1603 544">3億円以下</th> <th colspan="2" data-bbox="1608 504 1868 544">3億円を超え50億円以下</th> <th data-bbox="1872 504 2024 544">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 547 1473 568"></td> <td data-bbox="1478 547 1603 568">下記の率とする。</td> <td colspan="2" data-bbox="1608 547 1868 568">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td data-bbox="1872 547 2024 568">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 571 1473 592">工種区分</td> <td data-bbox="1478 571 1603 592"></td> <td data-bbox="1608 571 1733 592">a</td> <td data-bbox="1738 571 1868 592">b</td> <td data-bbox="1872 571 2024 592"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1294 595 1473 616">フィルダム工事</td> <td data-bbox="1478 595 1603 616">33.56%</td> <td data-bbox="1608 595 1733 616">184.8</td> <td data-bbox="1738 595 1868 616">-0.0874</td> <td data-bbox="1872 595 2024 616">26.24%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 619 1473 639">コンクリートダム工事</td> <td data-bbox="1478 619 1603 639">30.41%</td> <td data-bbox="1608 619 1733 639">41.0</td> <td data-bbox="1738 619 1868 639">-0.0153</td> <td data-bbox="1872 619 2024 639">20.13%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5" data-bbox="1294 663 2024 684">(1) f</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1294 687 1473 727">対象金額 適用区分</th> <th data-bbox="1478 687 1603 727">700万円以下</th> <th colspan="2" data-bbox="1608 687 1868 727">700万円を超え3億円以下</th> <th data-bbox="1872 687 2024 727">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 730 1473 751"></td> <td data-bbox="1478 730 1603 751">下記の率とする。</td> <td colspan="2" data-bbox="1608 730 1868 751">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td data-bbox="1872 730 2024 751">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 754 1473 775">工種区分</td> <td data-bbox="1478 754 1603 775"></td> <td data-bbox="1608 754 1733 775">a</td> <td data-bbox="1738 754 1868 775">b</td> <td data-bbox="1872 754 2024 775"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1294 778 1473 799">橋梁保全工事</td> <td data-bbox="1478 778 1603 799">64.97%</td> <td data-bbox="1608 778 1733 799">1623.7</td> <td data-bbox="1738 778 1868 799">-0.2042</td> <td data-bbox="1872 778 2024 799">30.16%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1294 823 2024 927"> (2)算定式は次によるものとする。 $Y = a \cdot X^b$ Y：現場管理費率(%) X：対象金額(単位:円) a、b：変数値 (注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする </p>	(1) -d					対象金額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの		下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	工種区分		a	b		トンネル工事	44.97%	220.0	-0.0985	26.69%	(1) -e					対象金額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの		下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	工種区分		a	b		フィルダム工事	33.56%	184.8	-0.0874	26.24%	コンクリートダム工事	30.41%	41.0	-0.0153	20.13%	(1) f					対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの		下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	工種区分		a	b		橋梁保全工事	64.97%	1623.7	-0.2042	30.16%
(1) -d																																																																																		
対象金額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																														
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																														
工種区分		a	b																																																																															
トンネル工事	44.97%	220.0	-0.0985	26.69%																																																																														
(1) -e																																																																																		
対象金額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																														
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																														
工種区分		a	b																																																																															
フィルダム工事	33.56%	184.8	-0.0874	26.24%																																																																														
コンクリートダム工事	30.41%	41.0	-0.0153	20.13%																																																																														
(1) f																																																																																		
対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																														
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																														
工種区分		a	b																																																																															
橋梁保全工事	64.97%	1623.7	-0.2042	30.16%																																																																														

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）																		
<p>13-19 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ◎土木請負工事における 現場環境改善費の積算</p>	<p>⑨ 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>1 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>2 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善等が必要と認められる場合に適用する。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とする。</p> <p>3 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を行う場合は積上計上とする。</p> <p>ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 $K = i \cdot P_i + \alpha$ ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） P_i：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象額：P_i</th> <th style="text-align: center;">現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">5億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;">$i = 85.6 \cdot P_i^{-0.2987}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5億円を超える場合</td> <td style="text-align: center;">0.22</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるもの費用である。</p> <p>エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。</p> <p>オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p> <p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（P_i）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>(3) その他 現場環境改善費の算定に際し、必要な事項については「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業版）（案）」による。</p>	対象額：P _i		現場環境改善費率：i（％）	直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = 85.6 \cdot P_i^{-0.2987}$		5億円を超える場合	0.22	<p>⑨ 土木請負工事における現場環境改善費の積算（令和4年5月31日まで適用）</p> <p>1 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>2 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善等が必要と認められる場合に適用する。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とする。</p> <p>3 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を行う場合は積上計上とする。</p> <p>ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 $K = i \cdot P_i + \alpha$ ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） P_i：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象額：P_i</th> <th style="text-align: center;">現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">5億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;">$i = 85.6 \cdot P_i^{-0.2987}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5億円を超える場合</td> <td style="text-align: center;">0.22</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるもの費用である。</p> <p>エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。</p> <p>オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p> <p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（P_i）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>(3) その他 現場環境改善費の算定に際し、必要な事項については「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業版）（案）」による。</p>	対象額：P _i		現場環境改善費率：i（％）	直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = 85.6 \cdot P_i^{-0.2987}$		5億円を超える場合	0.22
対象額：P _i		現場環境改善費率：i（％）																		
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = 85.6 \cdot P_i^{-0.2987}$																		
	5億円を超える場合	0.22																		
対象額：P _i		現場環境改善費率：i（％）																		
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = 85.6 \cdot P_i^{-0.2987}$																		
	5億円を超える場合	0.22																		

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）									
<p>13-20(1) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ◎土木請負工事における 現場環境改善費の積算</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p>⑨ 土木請負工事における現場環境改善費の積算（令和4年6月1日以降適用）</p> <p>1 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、營繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>2 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善等が必要と認められる場合に適用する。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とする。</p> <p>3 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を行う場合は積上げ計上とする。</p> <p>ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 $K = i \cdot Pi + \alpha$ ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象額：Pi</th> <th style="text-align: center;">現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額</td> <td style="text-align: center;">5 億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;">$i=1674.2 \cdot Pi^{0.4356}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5 億円を超える場合</td> <td style="text-align: center;">0.27</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、營繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと思われるもの費用である。</p> <p>エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。</p> <p>オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p> <p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>(3) その他 現場環境改善費の算定に際し、必要な事項については「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業版）（案）」による。</p>	対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）	直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5 億円以下の場合	$i=1674.2 \cdot Pi^{0.4356}$		5 億円を超える場合	0.27
対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）									
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5 億円以下の場合	$i=1674.2 \cdot Pi^{0.4356}$									
	5 億円を超える場合	0.27									

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）										
<p>13-20(2) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ◎土木請負工事における 現場環境改善費の積算</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p>【別表】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">計上項目</th> <th style="width: 85%;">実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td> 用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減 </td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td> 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舍の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等 </td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td> 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等） 避暑（熱中症予防）・防寒対策 </td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td> 完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 社会貢献 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） </td> </tr> </tbody> </table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減	営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舍の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等） 避暑（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 社会貢献 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）
計上項目	実施する内容（率計上分）											
仮設備関係	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減											
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舍の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等											
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等） 避暑（熱中症予防）・防寒対策											
地域連携	完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 社会貢献 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）											

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）
<p>13-21 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑩工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</p>	<p>⑩ 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</p> <p>受注者の責めに帰すことができないものにより、工事の施工を一時中止（以下「中止」という。）をした場合の増加費用等の負担については、建設工事請負契約書により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算について、下記によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象工事 (1) 発注者が、建設工事請負契約書により必要があると認め、設計図書の変更を行い、一時中止を行う工事とする。</p> <p>2 この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 現場搬入済の材料、機械等・・・中止以前に工事現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等 (2) 期間要素を考慮して・・・中止指示時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（打合せ指示内容を含む。以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取り扱われている材料、機械等</p> <p>3 工事を中止させる場合の指示等 発注者は、工事を中止させる場合においては、中止の対象となる工事内容、工事区域及び中止期間の見通し等を受注者に通知するとともに、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な管理体制等を指示するものとする。</p> <p>4 基本計画書 (1) 受注者は、工事を中止した場合においては、下記事項を明らかにした中止期間の工事現場の維持・管理等に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し協議する。 ア 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具 イ 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画 ウ 中止期間における工事現場の維持管理計画 エ 工事の再開準備計画 (2) 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。 (3) 受注者は、基本計画書の承諾を得た後において、発注者が新たに指示等をした事項又は受発注者協議により発注者が必要と認めた事項を反映した基本計画書を提出し発注者の承諾を得るものとする。 (4) 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。</p> <p>5 中止に伴う増加費用 (1) 中止に伴う増加費用の算定は、受注者が工事現場の維持等に要した費用の明細書（以下「明細書」という。）を基本計画書に基づき実施した結果として要した費用により作成し、これに基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。 (2) 増加費用の各構成費目は、原則として、中止に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。 (3) 中止に伴い発注者が新たに受取対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。</p>	<p>⑩ 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算（令和4年5月31日まで適用）</p> <p>受注者の責めに帰すことができないものにより、工事の施工を一時中止（以下「中止」という。）をした場合の増加費用等の負担については、建設工事請負契約書により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算について、下記によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象工事 (1) 発注者が、建設工事請負契約書により必要があると認め、設計図書の変更を行い、一時中止を行う工事とする。</p> <p>2 この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 現場搬入済の材料、機械等・・・中止以前に工事現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等 (2) 期間要素を考慮して・・・中止指示時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（打合せ指示内容を含む。以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取り扱われている材料、機械等</p> <p>3 工事を中止させる場合の指示等 発注者は、工事を中止させる場合においては、中止の対象となる工事内容、工事区域及び中止期間の見通し等を受注者に通知するとともに、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な管理体制等を指示するものとする。</p> <p>4 基本計画書 (1) 受注者は、工事を中止した場合においては、下記事項を明らかにした中止期間の工事現場の維持・管理等に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し協議する。 ア 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具 イ 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画 ウ 中止期間における工事現場の維持管理計画 エ 工事の再開準備計画 (2) 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。 (3) 受注者は、基本計画書の承諾を得た後において、発注者が新たに指示等をした事項又は受発注者協議により発注者が必要と認めた事項を反映した基本計画書を提出し発注者の承諾を得るものとする。 (4) 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。</p> <p>5 中止に伴う増加費用 (1) 中止に伴う増加費用の算定は、受注者が工事現場の維持等に要した費用の明細書（以下「明細書」という。）を基本計画書に基づき実施した結果として要した費用により作成し、これに基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。 (2) 増加費用の各構成費目は、原則として、中止に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。 (3) 中止に伴い発注者が新たに受取対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。</p>

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）
<p>13-28(1) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑩工事の一時中止に伴う 増加費用等の積算</p>	<p>[記載なし]</p>	<p>⑩ 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算（令和4年6月1日以降適用）</p> <p>受注者の責めに帰すことができないものにより、工事の施工を一時中止（以下「中止」という。）をした場合の増加費用等の負担については、建設工事請負契約書により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算について、下記によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象工事 （1）発注者が、建設工事請負契約書により必要があると認め、設計図書の変更を行い、一時中止を行う工事とする。</p> <p>2 この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）現場搬入済の材料、機械等・・・中止以前に工事現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等 （2）期間要素を考慮して・・・中止指示時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（打合せ指示内容を含む。以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取り扱われている材料、機械等</p> <p>3 請負代金額又は工期の変更 工事の一時中止をした場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。</p> <p>4 工事を中止させる場合の指示等 発注者は、工事を中止させる場合においては、中止の対象となる工事内容、工事区域及び中止期間の見直し等を受注者に通知するとともに、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な管理体制等を指示するものとする。</p> <p>5 基本計画書 （1）受注者は、工事を中止した場合においては、下記事項を明らかにした中止期間の工事現場の維持・管理等に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し協議する。 ア 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具 イ 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画 ウ 中止期間における工事現場の維持管理計画 エ 工事の再開準備計画 （2）中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。 （3）受注者は、基本計画書の承諾を得た後において、発注者が新たに指示等をした事項又は受発注者協議により発注者が必要と認めた事項を反映した基本計画書を提出し発注者の承諾を得るものとする。 （4）基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。</p> <p>6 工期短縮計画書 （1）発注者は、中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。 （2）受注者は、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。 （3）協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。</p> <p>7 中止に伴う増加費用 （1）中止に伴う増加費用の算定は、受注者が工事現場の維持等に要した費用の明細書（以下「明細書」という。）を基本計画書に基づき実施した結果として要した費用により作成し、これに基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。 （2）増加費用の各構成費目は、原則として、中止に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。 （3）中止に伴い発注者が新たに受取対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。</p>

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）
<p>13-28(2) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑩工事の一時中止に伴う 増加費用等の積算</p>	<p>[記載なし]</p>	<p>8 増加費用の考え方 (1) 本工事施工中に中止した場合の費用 増加費用の適用は、中止に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用及び中止により工期延期となる場合の費用及び工期短縮を行った場合の費用とする。 ア 工事現場の維持に要する費用 工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴う工事現場の維持又は工事の再開に備えた機械器具、労務者及び現場常駐の従業員（専門職を含む。以下同じ。）の保持に必要となる費用等とする。 イ 工事現場の体制の縮小に要する費用 工事現場の体制の縮小に要する費用とは、中止指示時点における工事現場の体制から中止期間中における工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者及び現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。 ウ 工事の再開準備に要する費用 工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者及び現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。 エ 中止により工期延期となる場合の費用 中止により工期延期となる場合の費用とは、工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用及び仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。 オ 工期短縮を行った場合の費用 工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。 (2) 契約後準備工着手前に中止した場合 ア 契約後準備工着手前とは、契約締結後現場事務所及び工事看板が未設置であり、材料等が未手配の状態で、測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。 イ 発注者は、契約後準備工着手前に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。 ウ 中止に伴う増加費用は計上しない。 (3) 準備工期間中に中止した場合の費用 ア 準備工期間とは、契約締結後現場事務所及び工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。 イ 発注者は、準備工期間中に本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の工期延長等を受注者に通知する。 ウ 増加費用は、安全費、富雑費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者が協議して決定する。 9 増加費用の設計書における取扱い 増加費用は、工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。 10 増加費用の事務処理上の取扱い (1) 増加費用は、原契約と同一の予算科目をもって、設計変更の例にならない、変更契約するものとする。 (2) 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。 (3) 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行うものとする。 11 増加費用の構成 中止に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</p>

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）
<p>13-28(3) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑩工事の一時中止に伴う 増加費用等の積算</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<div style="text-align: center;"> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着工後を対象に算定することとし、算定方法は、工事の工期延長等の期間が3か月以内は標準積算により算定し、工事の工期延長等の期間が3か月を超える場合など、標準積算により難しい場合は、受注者から増加費用に係る見積りを求め、受発注者間で協議して増加費用を算定する。</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">12 中止に伴う現場維持等に要する費用 (1) 中止に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とし、増加費用の構成費目は、次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">※積上げ項目 運搬費及び営繕費については、別表の率に別途加算できる項目を対象に積上げとする。</p>

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）
<p>13-28(4) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑩工事の一時中止に伴う 増加費用等の積算</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p>(2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。</p> <p>ア 現場における増加費用</p> <p>(ア) 材料費</p> <p>a 材料の保管等の費用 工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認められた場合の材料の保管料及び入出庫手数料とする。 なお、保管した材料の数量、期間、単価等の確認に基づき必要額を算定する。</p> <p>b 他の工事現場へ転用した材料の運搬費 工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認められた場合の材料の運搬費用とする。 なお、当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。</p> <p>c 直接工事費に計上された材料の損料等 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止に伴う損料額及び補修費用とする。 なお、費用に当たっては次式により算定する。 材料損料＝中止期間×供用1日（又は1月）当り損料</p> <p>(イ) 労務費</p> <p>a 工事現場の維持に必要な労務費 作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しないものとする。 ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情（トンネル、潜函等の特殊な工事）があり受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合はその費用とする。 なお、現場に労務者を常駐させた場合の労務費は、次式により算定する。 労務費＝延人員×職種別労務単価</p> <p>b 他職種に転用した場合の労務費差額 工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労働者が、職種外の普通作業等に従事した場合の本来の職種と従事した職種の発注者の設計上の単価差額の労務費用とする。 なお、本来の職種外の作業に従事した場合の単価差額は、次式により算定する。 単価差額＝延人員×（本来職種労務単価－従事した職種労務単価）</p> <p>(ウ) 水道光熱電力料 工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用とする。</p> <p>(エ) 機械経費</p> <p>a 工事現場に存置する機械の費用 現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用とする。 (a) 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立、解体費を含む。）が工事現場に存置する費用を上回ることで、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立、解体費、賃料・損料、管理費を含む）とする。 なお、工事現場に存置する機械の費用は、次式により算定する。 機械存置費＝中止期間×供用1日当り損料 (b) 発注者が工事現場の維持のため必要があると認めて指示した機械の運転に要する費用とする。</p> <p>(オ) 仮設費</p> <p>a 仮設諸機材の損料 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮しているものと同等と認められる仮設諸機材の中止に係る損料及び維持補修の増加費用とする。 なお、損料算定に当たっては、次式により算定するとともに、仮設諸機材の維持補修費は、必要に応じて計上する。</p>

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）
<p>13-28(5) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑩工事の一時中止に伴う 増加費用等の積算</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p>仮設諸機材の損料＝中止期間×供用1日（又は1月）当り損料</p> <p>b 仮設材料の損料 現場搬入済の仮設材料のうち、搬出費及び再搬入費が、工事現場に存置する費用を上回ることに より工事現場に存置することとした仮設材料の中止に係る損料とする。 なお、損料算定に当たっては、上記a)に準じて行うこととする。</p> <p>c 新たに必要になった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し、 あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労務を含む。）とす る。 なお、費用に当たっては、積算基準により算定するものとする。</p> <p>d 中止となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用とする。</p> <p>(カ) 事業損失防止施設費 仮設費に準じて積算した費用とする。</p> <p>(キ) 運搬費 a 工事現場外へ搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 中止の要因発生時に現場搬入済の機械器具類及び仮設材のうち発注者が元設計に計上されたも のと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外へ搬出し又は一定の範囲から工事現場へ再搬入す る費用とする。 b 大型機械類等の現場内運搬 元設計に計上した機械類、資材等のうち、中止されたために、新たに工事現場内を移動させるこ とを発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物 等の運搬費用とする。</p> <p>(ク) 準備費 現場常駐の従業員又は労務者をもつて充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け及び工 事の再開のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要 と認めたものに係る費用とする。</p> <p>(ケ) 安全費 a 既存の安全施設等に係る費用 中止の要因発生以前に工事現場に設置済の安全施設等のうち、原則として元設計において期間要 素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の中止に伴う損料及び維持補修の 費用とする。 b 新たに必要になった安全施設等に要する費用 元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指 示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を 含む。）とする。</p> <p>(コ) 役務費 a 材料置場等の敷地の借上げ料 元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる材料置場等の敷地の中 止期間に係る借上げ、解約等に要した追加費用とする。 なお、元設計において積上げ計上されている材料置場等の敷地の借上げ料は、次式により算定す る。 借上げ料＝$\frac{\text{元設計における借上げ料}}{\text{元設計における借地期間}} \times \text{必要期間}$ b 用水・電力等の基本料金 元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる電力・用水設備等に係 る中止期間の基本料金とする。</p>

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）
<p>13-28(6) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑩工事の一時中止に伴う 増加費用等の積算</p>	<p>〔記載なし〕</p>	<p>(サ) 技術管理費 原則として計上しないものとする。 ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間的要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用とする。 なお、元設計において積上げ計上されている機器等の損料については、(カ)に準じて算定する。</p> <p>(シ) 営繕費 中止の要因発生以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち、元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる営繕施設又は共通仮設費率の対象となる営繕施設の中止に係る維持費、補修費、損料額、営繕費及び労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割増率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用とする。 なお、元設計において積上げ計上されている施設の営繕損料は、次式により算定する。 営繕損料＝中止期間×供用1日（又は1月）当り損料及び維持補修費</p> <p>(ス) 労務者輸送費 元設計が営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐することとした労務者及び近傍の工事現場に転用することとした労務者を一括通動させる場合の通動費用とする。</p> <p>(セ) 労務管理費 a 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 中止によって遊休となった労務者のうち、専従的に雇用されていた労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社又は下請会社が直接賃金を支給し、かつ当該工事現場に相当期間の契約で常駐的に雇用されていたことが賃金台帳等で確認できる者（通勤者も含む。以下「専従的労務者」という。）とする。 b 解雇又は休業手当に要する費用 受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用とする。</p> <p>(ソ) 従業員給料手当 中止期間中等の工事現場の維持等のために受発注者協議により定めた次の費用とする。 a 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用とする。 b 中止の要因発生時点において現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用とする。 c 工事現場の維持体制から工事を再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。 d 中止となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。</p> <p>(タ) 福利厚生費等 現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用とする。</p> <p>(チ) 地代 現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用とする。</p> <p>イ 本支店における増加費用 中止に係る工事現場の維持等のために必要か受注者の本支店における費用とする。 なお、費用に当たっては、元設計の費用に中止に伴う増加費用を加えた工事原価に対する一般管理費等率により算定することとする。</p> <p>ウ 消費税相当額 現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用とする。</p>

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）
<p>13-28(7) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑩工事の一時中止に伴う 増加費用等の積算</p>	<p>[記載なし]</p>	<p>(3) 中止に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。 $G = dg \times J + \alpha$ ただし、 G：中止に伴う現場維持等の費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て） dg：中止に係る現場経費率（% 小数点第3位四捨五入2位止め） J：対象額（中止時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て） α：積上げ費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て） ここで、中止に伴い増加する現場経費率 dg は次式によるものとする。 $dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$ ただし、 dg：中止に伴い増加する現場経費率（% 小数点第3位四捨五入2位止め） J：対象額（中止時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て） N：中止日数（受注者の責めに帰る場合は除く）（単位：日） ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数 R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） A：工種ごとに決まる係数（別表） B：// a：// b：//</p>

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年5月30日

ページ	改定前（令和4年5月31日まで適用）	改定後（令和4年6月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>13-28(8) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑩工事の一時中止に伴う 増加費用等の積算</p>	<p>[記載なし]</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="6">係数A</th> <th colspan="6">係数B</th> <th rowspan="2">係数a</th> <th rowspan="2">係数b</th> </tr> <tr> <th>一般交 通影響 有り(1)</th> <th>一般交 通影響 有り(2)</th> <th>市街地(010) 補正(1)</th> <th>離島</th> <th>中山間 地域</th> <th>補正なし</th> <th>一般交 通影響 有り(1)</th> <th>一般交 通影響 有り(2)</th> <th>市街地(010) 補正(1)</th> <th>離島</th> <th>中山間地 域</th> <th>補正なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川整備工事</td><td>970.3</td><td>969.4</td><td>969.4</td><td>948.8</td><td>945.0</td><td>944.1</td><td>-0.1646</td><td>-0.1659</td><td>-0.1659</td><td>-0.1639</td><td>-0.1651</td><td>-0.1658</td><td>7.9791</td><td>0.9013</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>1003.3</td><td>976.7</td><td>976.7</td><td>944.2</td><td>890.3</td><td>864.0</td><td>-0.3003</td><td>-0.3049</td><td>-0.3050</td><td>-0.3050</td><td>-0.3050</td><td>-0.3050</td><td>7.3915</td><td>0.1981</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>1162.5</td><td>1087.6</td><td>1254.4</td><td>1149.1</td><td>995.4</td><td>923.0</td><td>-0.2807</td><td>-0.2767</td><td>-0.2801</td><td>-0.2858</td><td>-0.2771</td><td>-0.2725</td><td>0.7817</td><td>0.3147</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>87.2</td><td>87.0</td><td>87.0</td><td>79.4</td><td>79.1</td><td>78.9</td><td>-0.0698</td><td>-0.0706</td><td>-0.0706</td><td>-0.0688</td><td>-0.0705</td><td>-0.0714</td><td>2.4722</td><td>0.2611</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>2246.7</td><td>2315.9</td><td>2315.9</td><td>1965.7</td><td>2008.9</td><td>2171.9</td><td>-0.3242</td><td>-0.3276</td><td>-0.3276</td><td>-0.3199</td><td>-0.3273</td><td>-0.3310</td><td>0.4404</td><td>0.3583</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>132.3</td><td>131.7</td><td>131.7</td><td>120.9</td><td>118.8</td><td>119.2</td><td>-0.1120</td><td>-0.1125</td><td>-0.1125</td><td>-0.1111</td><td>-0.1125</td><td>-0.1130</td><td>20.5437</td><td>0.1311</td></tr> <tr><td>排水路工事</td><td>365.8</td><td>364.7</td><td>364.7</td><td>333.8</td><td>331.6</td><td>330.5</td><td>-0.1072</td><td>-0.1079</td><td>-0.1079</td><td>-0.1064</td><td>-0.1078</td><td>-0.1085</td><td>12.9035</td><td>0.1569</td></tr> <tr><td>河川工事</td><td>2116.7</td><td>2104.1</td><td>2104.1</td><td>1939.0</td><td>1914.0</td><td>1901.4</td><td>-0.3275</td><td>-0.3280</td><td>-0.3280</td><td>-0.3269</td><td>-0.3279</td><td>-0.3284</td><td>13.2999</td><td>0.1615</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>179.1</td><td>175.6</td><td>175.6</td><td>162.2</td><td>163.3</td><td>163.0</td><td>0.1416</td><td>0.1439</td><td>0.1439</td><td>0.1442</td><td>0.1427</td><td>0.1441</td><td>15.1229</td><td>0.1360</td></tr> <tr><td>管渠工事</td><td>206.0</td><td>205.4</td><td>205.4</td><td>188.0</td><td>186.8</td><td>186.2</td><td>-0.1408</td><td>-0.1414</td><td>-0.1414</td><td>-0.1401</td><td>-0.1413</td><td>-0.1419</td><td>0.6803</td><td>0.3202</td></tr> <tr><td>堤防・水防工事</td><td>156.6</td><td>157.6</td><td>157.6</td><td>141.1</td><td>143.1</td><td>144.1</td><td>0.1317</td><td>0.1391</td><td>0.1391</td><td>0.1390</td><td>0.1390</td><td>0.1375</td><td>25.7296</td><td>0.1310</td></tr> <tr><td>掘削工事</td><td>394.7</td><td>391.8</td><td>391.8</td><td>488.2</td><td>509.7</td><td>521.4</td><td>-0.2235</td><td>-0.2280</td><td>-0.2280</td><td>-0.2224</td><td>-0.2278</td><td>-0.2286</td><td>4.2099</td><td>0.2226</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>369.0</td><td>371.8</td><td>371.8</td><td>334.1</td><td>337.0</td><td>330.8</td><td>-0.1811</td><td>-0.1822</td><td>-0.1822</td><td>-0.1797</td><td>-0.1821</td><td>-0.1833</td><td>8.7781</td><td>0.1772</td></tr> <tr><td>土留工事</td><td>180.8</td><td>188.9</td><td>188.9</td><td>175.7</td><td>171.9</td><td>169.9</td><td>-0.1265</td><td>-0.1265</td><td>-0.1265</td><td>-0.1265</td><td>-0.1265</td><td>-0.1265</td><td>1.4253</td><td>0.2985</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>370.7</td><td>369.8</td><td>369.8</td><td>338.1</td><td>336.3</td><td>335.3</td><td>-0.1901</td><td>-0.1908</td><td>-0.1908</td><td>-0.1902</td><td>-0.1908</td><td>-0.1916</td><td>5.0485</td><td>0.2209</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>325.9</td><td>325.9</td><td>325.9</td><td>296.4</td><td>296.3</td><td>296.3</td><td>-0.1769</td><td>-0.1777</td><td>-0.1777</td><td>-0.1759</td><td>-0.1776</td><td>-0.1784</td><td>2.7489</td><td>0.2569</td></tr> <tr><td>オイルダム工事</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>91.3</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-0.0973</td><td>0.1653</td><td>0.3963</td></tr> <tr><td>コンクリートダム工事</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>115.6</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-0.0824</td><td>0.3392</td><td>0.3621</td></tr> <tr><td>河川・灌漑施設工事</td><td>453.8</td><td>482.4</td><td>482.4</td><td>413.5</td><td>-</td><td>416.4</td><td>-0.2094</td><td>-0.2012</td><td>-0.2012</td><td>-0.1994</td><td>-</td><td>-0.2019</td><td>1.9955</td><td>0.3087</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>5307.1</td><td>5271.4</td><td>5307.1</td><td>4867.7</td><td>-</td><td>4760.3</td><td>-0.3706</td><td>-0.3801</td><td>-0.3796</td><td>-0.3791</td><td>-</td><td>-0.3885</td><td>8.9859</td><td>0.2006</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>1436.5</td><td>1399.1</td><td>1399.1</td><td>1381.0</td><td>-</td><td>1238.0</td><td>-0.2307</td><td>-0.2395</td><td>-0.2395</td><td>-0.2321</td><td>-</td><td>-0.2384</td><td>0.5348</td><td>0.3394</td></tr> <tr><td>公団工事</td><td>715.1</td><td>711.5</td><td>711.5</td><td>654.3</td><td>-</td><td>643.6</td><td>-0.2229</td><td>-0.2223</td><td>-0.2223</td><td>-0.2225</td><td>-</td><td>-0.2225</td><td>13.5714</td><td>0.1739</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td>1331.2</td><td>1253.2</td><td>1253.2</td><td>1306.0</td><td>-</td><td>1070.6</td><td>0.2605</td><td>0.2602</td><td>0.2602</td><td>0.2726</td><td>-</td><td>0.2819</td><td>0.1110</td><td>0.4194</td></tr> <tr><td>種別保全工事</td><td>3870.5</td><td>3855.9</td><td>4318.8</td><td>3704.5</td><td>-</td><td>3393.5</td><td>-0.3485</td><td>-0.3470</td><td>-0.3483</td><td>-0.3504</td><td>-</td><td>-0.3455</td><td>1.6260</td><td>0.2838</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	係数A						係数B						係数a	係数b	一般交 通影響 有り(1)	一般交 通影響 有り(2)	市街地(010) 補正(1)	離島	中山間 地域	補正なし	一般交 通影響 有り(1)	一般交 通影響 有り(2)	市街地(010) 補正(1)	離島	中山間地 域	補正なし	河川整備工事	970.3	969.4	969.4	948.8	945.0	944.1	-0.1646	-0.1659	-0.1659	-0.1639	-0.1651	-0.1658	7.9791	0.9013	農用地造成工事	1003.3	976.7	976.7	944.2	890.3	864.0	-0.3003	-0.3049	-0.3050	-0.3050	-0.3050	-0.3050	7.3915	0.1981	舗装工事	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	995.4	923.0	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	-0.2771	-0.2725	0.7817	0.3147	道路改良工事	87.2	87.0	87.0	79.4	79.1	78.9	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	-0.0705	-0.0714	2.4722	0.2611	水路トンネル工事	2246.7	2315.9	2315.9	1965.7	2008.9	2171.9	-0.3242	-0.3276	-0.3276	-0.3199	-0.3273	-0.3310	0.4404	0.3583	水路工事	132.3	131.7	131.7	120.9	118.8	119.2	-0.1120	-0.1125	-0.1125	-0.1111	-0.1125	-0.1130	20.5437	0.1311	排水路工事	365.8	364.7	364.7	333.8	331.6	330.5	-0.1072	-0.1079	-0.1079	-0.1064	-0.1078	-0.1085	12.9035	0.1569	河川工事	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	1914.0	1901.4	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	-0.3279	-0.3284	13.2999	0.1615	管水路工事	179.1	175.6	175.6	162.2	163.3	163.0	0.1416	0.1439	0.1439	0.1442	0.1427	0.1441	15.1229	0.1360	管渠工事	206.0	205.4	205.4	188.0	186.8	186.2	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	-0.1413	-0.1419	0.6803	0.3202	堤防・水防工事	156.6	157.6	157.6	141.1	143.1	144.1	0.1317	0.1391	0.1391	0.1390	0.1390	0.1375	25.7296	0.1310	掘削工事	394.7	391.8	391.8	488.2	509.7	521.4	-0.2235	-0.2280	-0.2280	-0.2224	-0.2278	-0.2286	4.2099	0.2226	コンクリート補修工事	369.0	371.8	371.8	334.1	337.0	330.8	-0.1811	-0.1822	-0.1822	-0.1797	-0.1821	-0.1833	8.7781	0.1772	土留工事	180.8	188.9	188.9	175.7	171.9	169.9	-0.1265	-0.1265	-0.1265	-0.1265	-0.1265	-0.1265	1.4253	0.2985	その他土木工事(1)	370.7	369.8	369.8	338.1	336.3	335.3	-0.1901	-0.1908	-0.1908	-0.1902	-0.1908	-0.1916	5.0485	0.2209	その他土木工事(2)	325.9	325.9	325.9	296.4	296.3	296.3	-0.1769	-0.1777	-0.1777	-0.1759	-0.1776	-0.1784	2.7489	0.2569	オイルダム工事	-	-	-	-	-	91.3	-	-	-	-	-	-0.0973	0.1653	0.3963	コンクリートダム工事	-	-	-	-	-	115.6	-	-	-	-	-	-0.0824	0.3392	0.3621	河川・灌漑施設工事	453.8	482.4	482.4	413.5	-	416.4	-0.2094	-0.2012	-0.2012	-0.1994	-	-0.2019	1.9955	0.3087	鋼橋架設工事	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-	4760.3	-0.3706	-0.3801	-0.3796	-0.3791	-	-0.3885	8.9859	0.2006	PC橋工事	1436.5	1399.1	1399.1	1381.0	-	1238.0	-0.2307	-0.2395	-0.2395	-0.2321	-	-0.2384	0.5348	0.3394	公団工事	715.1	711.5	711.5	654.3	-	643.6	-0.2229	-0.2223	-0.2223	-0.2225	-	-0.2225	13.5714	0.1739	トンネル工事	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-	1070.6	0.2605	0.2602	0.2602	0.2726	-	0.2819	0.1110	0.4194	種別保全工事	3870.5	3855.9	4318.8	3704.5	-	3393.5	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	-	-0.3455	1.6260	0.2838
工種区分	係数A						係数B						係数a	係数b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	一般交 通影響 有り(1)	一般交 通影響 有り(2)	市街地(010) 補正(1)	離島	中山間 地域	補正なし	一般交 通影響 有り(1)	一般交 通影響 有り(2)	市街地(010) 補正(1)	離島	中山間地 域	補正なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
河川整備工事	970.3	969.4	969.4	948.8	945.0	944.1	-0.1646	-0.1659	-0.1659	-0.1639	-0.1651	-0.1658	7.9791	0.9013																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
農用地造成工事	1003.3	976.7	976.7	944.2	890.3	864.0	-0.3003	-0.3049	-0.3050	-0.3050	-0.3050	-0.3050	7.3915	0.1981																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
舗装工事	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	995.4	923.0	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	-0.2771	-0.2725	0.7817	0.3147																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
道路改良工事	87.2	87.0	87.0	79.4	79.1	78.9	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	-0.0705	-0.0714	2.4722	0.2611																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
水路トンネル工事	2246.7	2315.9	2315.9	1965.7	2008.9	2171.9	-0.3242	-0.3276	-0.3276	-0.3199	-0.3273	-0.3310	0.4404	0.3583																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
水路工事	132.3	131.7	131.7	120.9	118.8	119.2	-0.1120	-0.1125	-0.1125	-0.1111	-0.1125	-0.1130	20.5437	0.1311																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
排水路工事	365.8	364.7	364.7	333.8	331.6	330.5	-0.1072	-0.1079	-0.1079	-0.1064	-0.1078	-0.1085	12.9035	0.1569																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
河川工事	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	1914.0	1901.4	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	-0.3279	-0.3284	13.2999	0.1615																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
管水路工事	179.1	175.6	175.6	162.2	163.3	163.0	0.1416	0.1439	0.1439	0.1442	0.1427	0.1441	15.1229	0.1360																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
管渠工事	206.0	205.4	205.4	188.0	186.8	186.2	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	-0.1413	-0.1419	0.6803	0.3202																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
堤防・水防工事	156.6	157.6	157.6	141.1	143.1	144.1	0.1317	0.1391	0.1391	0.1390	0.1390	0.1375	25.7296	0.1310																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
掘削工事	394.7	391.8	391.8	488.2	509.7	521.4	-0.2235	-0.2280	-0.2280	-0.2224	-0.2278	-0.2286	4.2099	0.2226																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
コンクリート補修工事	369.0	371.8	371.8	334.1	337.0	330.8	-0.1811	-0.1822	-0.1822	-0.1797	-0.1821	-0.1833	8.7781	0.1772																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
土留工事	180.8	188.9	188.9	175.7	171.9	169.9	-0.1265	-0.1265	-0.1265	-0.1265	-0.1265	-0.1265	1.4253	0.2985																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
その他土木工事(1)	370.7	369.8	369.8	338.1	336.3	335.3	-0.1901	-0.1908	-0.1908	-0.1902	-0.1908	-0.1916	5.0485	0.2209																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
その他土木工事(2)	325.9	325.9	325.9	296.4	296.3	296.3	-0.1769	-0.1777	-0.1777	-0.1759	-0.1776	-0.1784	2.7489	0.2569																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
オイルダム工事	-	-	-	-	-	91.3	-	-	-	-	-	-0.0973	0.1653	0.3963																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
コンクリートダム工事	-	-	-	-	-	115.6	-	-	-	-	-	-0.0824	0.3392	0.3621																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
河川・灌漑施設工事	453.8	482.4	482.4	413.5	-	416.4	-0.2094	-0.2012	-0.2012	-0.1994	-	-0.2019	1.9955	0.3087																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
鋼橋架設工事	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-	4760.3	-0.3706	-0.3801	-0.3796	-0.3791	-	-0.3885	8.9859	0.2006																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
PC橋工事	1436.5	1399.1	1399.1	1381.0	-	1238.0	-0.2307	-0.2395	-0.2395	-0.2321	-	-0.2384	0.5348	0.3394																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
公団工事	715.1	711.5	711.5	654.3	-	643.6	-0.2229	-0.2223	-0.2223	-0.2225	-	-0.2225	13.5714	0.1739																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
トンネル工事	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-	1070.6	0.2605	0.2602	0.2602	0.2726	-	0.2819	0.1110	0.4194																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
種別保全工事	3870.5	3855.9	4318.8	3704.5	-	3393.5	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	-	-0.3455	1.6260	0.2838																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

令和3年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和4年7月14日

ページ	誤	正																																												
<p>13-5(4) 第13編 農業農村整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 別表1 工種区分</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ため池工事</td> <td>ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設等）に類する工事を主体とする工事は除く。</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(1)</td> <td>コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(2)</td> <td>他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ボーリング・グラウト、ため池、法面工</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事 コンクリートダム工事</td> <td>フィルタイプで本体を主体とする工事 コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>1.コンクリート橋上部・PC橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)工事、 橋梁の床版工のみの工事 2.床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>PC橋工事</td> <td>1.工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造のPC橋工事</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事であって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>トンネルに関する工事であって、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く。</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工種内容	ため池工事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設等）に類する工事を主体とする工事は除く。	その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	その他土木工事(2)	他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ボーリング・グラウト、 ため池 、 法面工	フィルダム工事 コンクリートダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事 コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)	河川・道路構造物工事	1.コンクリート橋上部・PC橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)工事、 橋梁の床版工のみの工事 2.床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	PC橋工事	1.工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造のPC橋工事	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事であって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	トンネル工事	トンネルに関する工事であって、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く。	橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ため池工事</td> <td>ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設等）に類する工事を主体とする工事は除く。</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(1)</td> <td>コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(2)</td> <td>他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ボーリング・グラウト、法面工</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事 コンクリートダム工事</td> <td>フィルタイプで本体を主体とする工事 コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>1.コンクリート橋上部・PC橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)工事、 橋梁の床版工のみの工事 2.床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>PC橋工事</td> <td>1.工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造のPC橋工事</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事であって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>トンネルに関する工事であって、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く。</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工種内容	ため池工事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設等）に類する工事を主体とする工事は除く。	その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	その他土木工事(2)	他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ボーリング・グラウト、法面工	フィルダム工事 コンクリートダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事 コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)	河川・道路構造物工事	1.コンクリート橋上部・PC橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)工事、 橋梁の床版工のみの工事 2.床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	PC橋工事	1.工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造のPC橋工事	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事であって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	トンネル工事	トンネルに関する工事であって、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く。	橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)
工種区分	工種内容																																													
ため池工事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設等）に類する工事を主体とする工事は除く。																																													
その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																													
その他土木工事(2)	他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ボーリング・グラウト、 ため池 、 法面工																																													
フィルダム工事 コンクリートダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事 コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)																																													
河川・道路構造物工事	1.コンクリート橋上部・PC橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)工事、 橋梁の床版工のみの工事 2.床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																													
PC橋工事	1.工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造のPC橋工事																																													
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																													
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事であって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																																													
トンネル工事	トンネルに関する工事であって、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く。																																													
橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)																																													
工種区分	工種内容																																													
ため池工事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設等）に類する工事を主体とする工事は除く。																																													
その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部、基礎)、水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事、電気通信設備工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																													
その他土木工事(2)	他のいづれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ボーリング・グラウト、法面工																																													
フィルダム工事 コンクリートダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事 コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)																																													
河川・道路構造物工事	1.コンクリート橋上部・PC橋上部(プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合)工事、 橋梁の床版工のみの工事 2.床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																													
PC橋工事	1.工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2.プレキャストセグメント構造のPC橋工事																																													
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事 1.鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2.簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3.鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																													
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事であって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																																													
トンネル工事	トンネルに関する工事であって、次に掲げる工事 1.トンネル工事 2.施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く。																																													
橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打ち換え等は除く)																																													